

平成28年6月第2回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 平成28年6月7日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 小山栄治
8番 木村利晴
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 小高良則
14番 川上雄次
15番 林政男
16番 新宅雅子
17番 京増藤江
18番 丸山わき子
19番 石井孝昭
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

13番 湯浅祐徳

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	河野政弘

会 計 管 理 者	勝 又 寿 雄
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	和 田 文 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	吉 田 正 明
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	廣 森 孝 江
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 崎 義 之
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
-----------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査 補	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	醍 醐 文 一

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

平成28年6月7日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届け出が、湯浅祐徳議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否の表明等、騒ぎ立てることは禁止されています。また、私語はお控えください。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を許します。

○小澤孝延君

おはようございます。まずは、本日のこの前に全員協議会の際に、昨日の八街中央公民館の誤報の火災通報の件でお話があります。誤報、いたずら等であったということで、大事に至らず、ほっと胸をなでおろしているところであります。

繰り返しになりますが、まずは、九州地方の熊本県を中心とした震災被害に際し、心よりお見舞い申し上げます。熊本県やその近隣県に住む知人から、被災地の現状を伺っておりますが、多くの倒壊した家屋が手つかずであったり、まだまだ相当の支援と時間を要することです。また、長期の避難生活における健康被害も懸念されます。一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

八街市総合計画2015、「五の街 めざします！心の豊かさを感じる街の豊かな心を育む交流の推進」では、国際交流、地域間交流を推進し、広い視野を持つ人財の育成や街づくりを進めるとあります。当市における現状と課題では、市内に居住する外国人は近年増加を続けており、地域でともに暮らしていくため、言葉や文化の違いを理解し、互いが支え合う多文化の共生を推進していく必要があります。

また、駅伝大会をはじめとするスポーツ大会、市民音楽祭や文化祭などの芸術文化活動などを通じて、市内外の人々との交流の場の提供に努め、地域間、世代間交流は、相互の親交を深め、見聞や視野を広げるだけでなく、街の活性化にもつながります。これからは、市内の人財や社会資源を活かした多面的な交流活動を含めた地域間交流を進めていく必要があるとされています。

そこで、質問事項1、地域間交流の推進について、市内の人財や地域資源を活かし、どの

ように具体的に進めていくかという意識の中で質問を取り上げてまいります。

要旨（１）ピーナッツ駅伝について４点お伺いをいたします。

今年で第６０回目を数える伝統のピーナッツ駅伝大会ですが、昭和３２年でしょうか、「町内一周継走大会」として、スタートを朝陽小学校、ゴールを中央公民館として、第１回目が開催されたと伺っています。近代日本の高度経済成長とともに、市街地開発や人口増加に伴い、市内の交通状況等も変化する中で、コース等の見直しが行われ、現在のスポーツプラザを起点とする「ピーナッツ駅伝大会」へとなりました。

この駅伝大会には、市内の中学校、高等学校や企業、団体をはじめ近隣市町からの参加も多くあると伺っております。近年における参加者の出身市町の状況について伺いをいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

ピーナッツ駅伝の参加状況につきましては、平成２５年度、５１８人、平成２６年度、４５７人、平成２７年度、４４２人と、やや減少している状況です。

高校の部、オープンの部の参加者が増加しておりますが、中学生の参加者が減少しております。要因としましては、生徒数の減少によるものと思われませんが、広報活動等充実を図り、より多くの方々に参加していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

過去５９回の開催で、外国人であるとか外国人チームの参加はあったのか、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。ご質問の外国人参加者ということですが、昨年度まで外国人、チームの参加者はありませんでした。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

特段外国人チームの参加はだめということではないですね。

○教育次長（村山のり子君）

要綱によりますと、市外在住でも大丈夫な方は高校生ということで、それ以外は市内在住、在勤ということですので、その点、くくっております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。この後の質問にもなりますが、ぜひぜひ外国人の参加も進めていただけたらなと思っています。

続いて、②毎年１月の第３日曜日に開催されているということですが、この時期に開催を続けている理由というのがおありでしたら、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

ピーナッツ駅伝につきましては、冬季のスポーツの一環として、体力の向上、あわせて地域の融和を図ることを目的として、八街市体育協会及び八街市スポーツ推進委員等関係団体と協議を重ね実施しております。

開催時期につきましては、平成28年度で60回を迎える大変歴史のある大会であり、開催日は例年1月の第3週の日曜日で実施しており、冬季のスポーツとして定着していることから、妥当な時期と考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

八街が誇る日本一のピーナッツを駅伝大会の冠とするのであれば、落花生生産の風物詩とも言いましょうか、その「ぼっち」が畑にある時期、11月から12月にピーナッツ駅伝大会の開催を検討してはいかがか、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。先ほど教育長からも答弁させていただきましたとおり、冬季スポーツの一環としまして、今年度で第60回を迎える伝統ある大会であります。開催にあたりましては、八街市体育協会など社会体育関係者と協議を重ねた上で決定しております。

今後もよりよい大会を目指しまして、関係者と十分協議の上、検討してまいりたいと思います。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

次の質問へいきますが、毎年70から80チームの参加があるということを伺っておりますが、市民や近隣市町に対して、このピーナッツ駅伝大会開催とか参加の告知等はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

ピーナッツ駅伝の参加対象は、市内在住、在勤、在学者を対象としております。競技部門は中学校男子、中学校女子、女子、高校、一般、オープン の6部門で開催しており、高校の部につきましては、市外在学、在住でも参加が可能です。

告知につきましては、広報やちまたや八街市ホームページに掲載するほか、新聞社への掲載も依頼しております。また、中学校、高校の部で例年参加していただいている学校には、開催案内を郵送等によりご案内させていただいております。

今後とも、広報活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

八街市総合計画2015の中の『やちまたベンチマーク「めぞう!ね(値)」にもありますが、2018年には、1千人以上が集まるイベントの数を現状値の「2つ」から、20

18年には「3つ」を目指すこととしています。新たにイベントを企画するということですが、この歴史ある「ピーナッツ駅伝大会」をブラッシュアップしながら、1千人以上動員できるイベントとすることを検討してはいかがか、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

「五の街 めざします！心の豊かさを感じる街」にあります1千人以上が集まるイベントを、現在の2つから3つに増やしてはどうかということで、この大会を位置付けてはということでございますけれども、この位置付けとはまた並列で考えておまして、近隣市町の開催状況等を調査しまして、関係団体と十分協議した上で、さらに充実しました大会ができるように前向きに検討してまいりたいと思います。

○小澤孝延君

ちなみに、現行の1千人以上が集まる2つのイベントというのは、何と何というのがおわかりでしたら、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

私の方でつかんでいる数字は、市民体育祭の参加者がそれを超えていると思います。そのほかにつきましては、ちょっと私の方では資料がございませんので。

○小澤孝延君

2015の計画の中に、現行2つということで載っておりましたので、お伺いをいたしました。

続いて、現在のコースですけれども、スポーツプラザをスタート・ゴールとして、主に南部の地域を継走しております。私も過去に一度だけですけれども、選手として参加したり、一昨年、昨年は選手を中継地点へ送迎したりしていました。そこで、ひときわ目を引いたのは、コースの道路脇の雑木林ですとか歩道等に不法投棄された大量のゴミが見受けられました。非常に悲しい気持ちになったことを覚えています。

そこで、このピーナッツ駅伝大会開催にあたり、市民との協働により環境美化等を、また市内外の中高校生やボランティア等に呼びかけをし、その力をかりながら、心を込めておもてなしの準備を進めてはいかがか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

ピーナッツ駅伝の開催にあたり、市体育協会及びスポーツ推進委員や青少年相談員等関係団体にご協力をいただいて開催しております。また、体育協会を通し、八街高等学校や千葉黎明高等学校の陸上部の協力もいただいております。

今後とも、参加者や競技役員、その他大会関係者のご協力をいただき、充実した大会として、開催してまいりたいと考えております。

ピーナッツ駅伝も、平成28年度で第60回となりますので、選手への応援等充実した大会となるよう、市民の皆様と協働により開催ができるよう努力してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。協働でとなると、準備スケジュールの段階からさまざまな今までとは違った検討、取り組みをされていく必要があるかなと思いますので、ぜひぜひ市民の力で、また周辺地域の方も含めて、この駅伝大会をさらにさらに盛大にしていけたらなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、要旨（２）ふれあいバスについて、３点お伺いをいたします。

まず、①「一の街 めざします！便利で快適な街」、移動を支える公共交通の充実にふれあいバス運行事業の充実が挙げられています。平成１１年に運行を開始してからの利用状況の推移について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ふれあいバスの利用者数は、運行を開始いたしました平成１１年度の４万１千４８０人から、平成１７年度の１４万７千６３９人をピークに、平成２５年度には１０万２千６３５人まで減少しましたが、平成２６年度の利用者数は１１万４千３６人と、前年度比で約１１パーセント、１万１千４０１人の増まで回復しております。

平成２７年度の利用者は１０万７千７３６人と、前年度比で約５．５パーセント、６千３００人の減となりましたが、これは９月より、日曜日及び年末年始の期間として１２月３１日から１月３日まで運休したことが影響したものと考えられております。

しかしながら、ふれあいバスの運行日数に対する１日あたりの平均乗車人数については、平成２５年度は２８１人、平成２６年度は３１２人、平成２７年度は３２２人と、増加傾向にあります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

現在、ふれあいバスを利用されている方は、年間約１０万人ちょっといらっしゃるのですが、１日も少しずつ増えているということですので、この「めざそう！ね（値）」の中で、２０１８年には５パーセント増以上の利用者を増やしていくとありますが、この達成には、利用しない方や、利用したことがない方、つまり「非顧客」の意見を取り入れていく必要があると考えています。この非顧客を含めたアンケート調査の実施についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

非顧客に向けたアンケート調査といたしましては、平成２４年度に、市民３千世帯を住民基本台帳より無作為に抽出し、郵送による調査を実施いたしました。

回答者の属性、日常生活の外出状況、ふれあいバスの利用状況、市内の公共交通による移動方法等を調査項目として、回収調査票数は９４５票、回収率は３１．５パーセントでございました。

調査の結果、ふれあいバスの利用状況につきましては、「車などを利用するため利用しない」が73.9パーセントと圧倒的に多く、運行サービスに対する考えでは、「バスの運行本数が少ない」が45.2パーセントと最も多く、次いで「利用したい時間帯に走っていない」が38.3パーセントでございました。満足度では、「バス停までの距離」及び「運賃」が高く、不満足度については、「運行時間帯」「運行ルート」「乗り継ぎ」の順に高いという結果でありました。

しかしながら、今後、車が運転できなくなった場合の交通手段についての調査では、「ふれあいバス」が51.1パーセントと最も高く、現在は免許があるので利用しないが、将来的にはふれあいバスを利用したいという結果でございました。

さらに、平成27年度には、市内9地区において公共交通に関する地域懇談会を開催いたしました。そこで、ふれあいバスの利用について伺ったところ、76.7パーセントの方が利用したことがなく、現況の問題点といたしましては、「所要時間がかかり過ぎる」「利用したい時間帯に運行されていない」「乗り継ぎたくても時間があっていないので乗り継げない」という意見が多く出ておりました。

改善策の意見といたしましては、「所要時間がかからない、わかりやすいルート設定にする」「運行本数の増便」「乗り換え場所をふれあいターミナルからJR八街駅への移設」等が出ました。

また、自動車が利用できなくなった場合の将来の交通行動については、「家族等の送迎による移動」が最も多く、次いで「路線バスやふれあいバスを利用したい」という意見でございました。

以上、2回の調査から、非顧客の多くは、「今は運転免許を所有しているから、ふれあいバスを利用する必要はないが、将来的に自動車を運転できなくなったときには、ふれあいバスを利用したい」と考えている方が多くおられる一方において、現在のふれあいバスの「運行本数」「運行時間」「運行経路」については不満を持っているという意見も聞かれました。

これらを踏まえまして、平成28年3月には、ふれあいバスの利用者だけでなく、このような非顧客の意見を取り入れた「八街市地域公共交通網形成計画」を策定いたしました。本年度はこの「八街市地域公共交通網形成計画」の実施計画である「八街市地域公共交通再編実施計画」の策定を予定しておりまして、八街市総合計画2015に掲げております『やちまたベンチマーク「めざそう！ね（値）」』のふれあいバス年間利用者数の達成を目標に検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

さまざまな問題がある中で、さまざま検討をさせていただいているということですが、外国人が利用しやすいような、外国語表記などの検討はなされているのか、お伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

八街市の活性化ということで、今、インバウンドをいかに八街市に受け入れるかというこ

とも重要な施策ということで、協議しているところでございますけれども、あわせて、ふれあいバスの利用促進、それから地域の活性化を図るためにも、外国の方にも利用しやすいふれあいバスの運行は必要なことであると考えております。

外国の方には、市において独自に運行しているふれあいバスの利用というのは、大変戸惑う部分があると思います。そういうことで、外国人の市民の方、それから観光客の方、これらの方がふれあいバスや市の施設等を安心して利用することができるように、施設や各種案内の多言語化についても、検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。市役所庁舎内の案内ですとか、るるぶ八街についても、外国語表記で重刷されると伺っておりますので、全ての人々に配慮ある対応を、引き続きお願いをいたします。

先ほどの答弁の中でもちょっと重複してしまっていますが、3番目の質問です。北海道の帯広市にある十勝バス株式会社というところでは、おもてなし経営を実践しています。この取り組みの中で、バス沿線世帯への訪問ヒアリングを積極的に行い、通勤、通院、買い物など、利用者の目的に応じた「目的別時刻表」や「目的地別路線図」、また先ほどありましたが、高齢者で運転免許証を返上した方に、「免許返納者バス運賃割引」や土日祝祭日のバス乗り放題の「通勤・通学ワイドフリー定期券」などを次々に提案しながら、公共交通機関でありながら、経営をV字回復させた企業として、全国から注目を集めています。

そこで、ふれあいバスロータリーが駅前に移転されることも踏まえ、当市の地域特性や市民のニーズに応じた取り組みはもう検討されていましたが、それについてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ふれあいバスは、廃止路線バスの代替策、公共交通の空白地域の解消策、高齢者等交通弱者対策を目的として運行していることから、現在の網羅性を重視した運行ルートとなっております。

国道や県道といった比較的大きな道路を運行する民間路線バスにつきましては、目的別運行ルートを設定することにより、運行ルートはわかりやすくなり、また、目的に合致した利用者にとっての利便性は高いものと思われませんが、一方で、市道等の地域の生活道路として使われている支線を、主に運行するふれあいバスにつきましては、目的別運行ルートを設定することにより、本来の運行目的である交通空白地域の解消等が困難となる可能性もあります。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、本市では、昨年度、本市の地域公共交通のマスタープランとなる「八街市地域公共交通網形成計画」を策定しており、ふれあいバスの運行経路の見直しとして「ふれあいバスの路線再編」、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保として「グループタクシー制度」の創設、八街駅を乗り継ぎ拠点として強化するため「ふれあいバスターミナル機能の八街駅南口への移設」等を検討しており、今年度、その実施計画で

あります「八街市地域公共交通再編実施計画」の策定を予定しているところでございます。

ふれあいバスの路線を再編する際には、駅や商業施設、病院といった需要の多い地域を効率的に運行し、市民の利便性向上に寄与できるよう検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。十勝バス株式会社のバス沿線世帯への訪問ヒアリングということで、先ほどお話をしましたが、八街市においてもアンケート調査を実施されている。それを分析されているということですが、「なぜバスを利用しないのか」の回答で、「時間が合わない」とか、「本数が少ない」といった「不便」や「不満」ではなく、「乗り方がわからない」とか、「どこに行くのかわからない」といった「不安」が、バスを利用しない原因であったということも話されておりました。

今後、八街駅が公共交通機関のハブとなり、市内の交通網を作り上げていくポイントとしては、誰もがわかりやすく、利用しやすい仕組みの構築をしていくことができれば、地域間交流が促進され、地域の活性化にもつながると思われまますので、これらも時代にあわせ、継続的な改善を期待するものであります。

続いて、質問事項2、福祉の推進について質問をさせていただきます。

要旨（1）社会保障についてお伺いをいたします。

当市における生活保護受給者の内訳について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における生活保護受給者は、平成28年3月末時点で、686世帯、946人となっております。内訳としましては、高齢者世帯が最も多く383世帯、障害者世帯が75世帯、母子世帯が37世帯、傷病世帯が133世帯、その他58世帯となっており、受給者946人のうち479人、50パーセントが65歳以上の高齢者となっております。また、保護受給世帯の75パーセント、517世帯が単身世帯、二人以上の世帯が169世帯となっております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

2番目、先日、大分県別府市、中津市において、生活保護受給者がパチンコなどをした場合、給付の一部を停止してきたということで、3月16日、県から指摘を受けたと報道がありました。

生活保護法では、「受給者が支出の節約などの義務に反したときは支給を停止できる」と定められています。このケースでは、市職員が年1回、市内のパチンコ店と、ここでは市営の競輪場があったそうですが、巡回をし、発見した場合は文書で立ち入らないよう指導をしているそうです。

そこで、当市における生活保護受給者への定期的な面談や訪問の状況について、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

生活保護受給者に対しては、厚生労働省の定める「生活保護法による保護の実施要領」により、「世帯の状況に応じて必要な回数を訪問すること」となっております。

本市では、世帯構成や生活状況等に応じて定期的な訪問計画を立て、受給者の居宅を訪問することとしており、訪問頻度を、毎月、2カ月に1回、3カ月に1回、6カ月に1回、長期入院患者等は年1回と、5段階に格付をいたしまして、地区担当員、いわゆるケースワーカーが訪問しております。

訪問時には、世帯主を中心に生活状況を聞き取り、安定した生活をおくっているか、能力の活用に真摯に取り組んでいるか等を聴取し、生活実態の把握に努めるとともに、必要な助言、指導等を行っております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

3番目の、当市における生活保護の停止や廃止の状況、また、今後の課題等について、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

生活保護法による保護を開始した後、稼働収入の増加や年金などの社会保障の給付により、保護を要しなくなったときには、保護を廃止し、概ね6カ月以内に再び保護を要する状態になることが見込まれる場合には、保護を停止することとなっております。

平成27年度中に保護を廃止した世帯は112世帯で、稼働収入の増加・取得によるものが26件、親類縁者の引き取りが5件、年金などの社会保障給付金の増加や医療費の他法給付によるものが5件でございました。以上の3つの事由による廃止が36件で、全体の32パーセント、これに死亡による廃止44件を加えますと80件で、全体の71パーセント、その他の事由による廃止が32件となっております。

なお、平成28年3月末時点で、保護を停止した世帯は7世帯で、停止事由は、稼働収入の増加が3件、年金等の累積によるものが3件、障害福祉サービス利用によるものが1件となっております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。同じ方がずっと受給を受け続けるということではなく、しっかりとその内容がとといいますか、必要な方への支援がされているということがわかりましたので、本当にありがとうございます。

続いて、マイナンバー制度ですが、さまざまな議論が繰り広げられたところではありますけれども、住民票を有する全ての方に一人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用が始まりました。

「公平・公正な社会の実現」にある所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている方へのきめ細かな支援が期待されています。

そこで、当市において、マイナンバー導入によるよき変化があったのか、またその期待についてありましたら、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、生活保護申請書の様式改正を行い、平成28年1月から、生活保護の新規申請時や変更申請時にマイナンバーを記載することとなりました。

申請時に番号通知カードやマイナンバーカードを持参していない場合であっても申請は受理しており、また、年金給付関係情報等の外部からの情報取得は、平成29年7月からとなっておりますので、現在のところマイナンバー導入による変化はございません。

なお、平成29年7月からは、情報連携ネットワークシステムを利用いたしまして、転入前市町村から地方税関係情報を、日本年金機構から年金給付関係情報を、公共職業安定所から雇用保険給付関係情報等を取得できるようになることとなっております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。まだこれからということではありますが、まだまださまざまなご意見がそれぞれ来るかと思いますが、個人情報ということも含めて、慎重に利用を進めていただければと思います。

それと、先ほど来、生活保護ということで話を進めてきていますが、現在、ワーカーさんは、お一人あたり80人のケースを担当しているということをお伺いしています。中には、居留守や拒否、また怒鳴られたりといった支援が困難なケースもあるということをお伺いしています。

そんな中、信頼関係を構築しながら、また、貧困ビジネス等にも巻き込まれないよう、ささいな変化を察知できるよう伴走型の、また相手の心に寄り添ったアウトリーチ型の支援を、今後も期待をしたいと思っています。

続いて、質問事項の3番目、産業振興について質問をさせていただきます。

要旨（1）企業支援、地域活性化について。

①「六の街 めざします！活気に満ちあふれる街！ まちに賑わいをもたらす産業の振興になる、新規創業に向けた市民の取り組みを支援します」とあります。地域を活性化し、発展させていくには、起業家を地域で応援する仕組みが必要であると考えます。

そこで、当市における起業支援の現状と、その支援体制についてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

企業の誕生あるいは消滅は日々起きていることから、その動態を正確に把握することは非

常に困難であります。このため、市内で新たに操業を開始した事業者を把握するまでには至っておりません。

なお、起業に対する支援策といたしましては、本市では、千葉県信用保証協会の信用保証により、市内の金融機関を通じて、中小企業者に融資する事業資金の融通を円滑にし、市内の中小企業の振興を図ることを目的とした「中小企業資金融資制度」がございまして、この制度は、勤務している企業から独立し、当該企業と同一の業種に属する事業を行う中小企業者として開業しようとする者に、一定の額ではありますが、資金を融資し、金利負担を軽減するため融資利率の2分の1を市が補給する制度であります。

また、八街商工会議所でも同様な融資制度を行っているほか、千葉県でも創業資金の融資を実施しているところであり、今後も八街商工会議所などと連携を図りながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

同じく、「六の街」の起業支援の中にあるコミュニティビジネス「地域密着ビジネスの普及促進」とありますが、こちらについてはどのような支援が行われているのか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市におけるコミュニティビジネスといたしましては、八街駅南口商店会振興組合が実施しています「買い物代行サービス」や、高齢者の休憩施設「ギャラリー悠々」事業のほか、やちまた未来が主催しております「やちまた駅北口市」などが、まちづくり振興事業として展開されており、本市でも支援しているところでございます。

また、八街商工会議所飲食業部会が昨年開発いたしました「八街生姜ジンジャーエール」につきましても、普及促進を図るため、本年度から新たに支援することといたしました。

なお、「八街生姜ジンジャーエール」につきましては、新たに企業組合が設立される予定と伺っており、本市の新たな特産品となりますことをと期待しております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

続いていきますが、③の八街TMO構想です。タウン・マネジメント・オーガニゼーションについてお伺いいたします。

平成10年7月に施行された「中心市街地活性化法」に基づいて、当市も八街市中心市街地活性化基本計画を策定して、平成13年3月、国にその計画を提出したと伺っております。

これは、JR八街駅を中心とした概ね1キロメートル以内の商業地域及び住宅地、約185ヘクタールが対象となっているということです。この構想において、短期で取り組む事項、また、中長期の中で順次取り組むべき事項ということで整理されて、八街商工会議所が中心となって行っている事業ではありますが、しかしながら、そこで本市としての、このTMO

構想実現に向けた、支援の状況についてお伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市中小小売商業高度化事業構想、いわゆる八街TMO構想につきましては、JR八街駅を中心とした街づくり・中心市街地の活性化に向けた計画であり、平成16年3月に八街商工会議所が策定したものであります。

本市では、この構想に掲げられている事業のうち、「八街ふれあい夏まつり」や「買い物代行サービス」「空き店舗活用事業」といたしまして、高齢者の休憩施設「ギャラリー悠々」事業などを現在支援しているところでございます。

なお、八街TMO運営支援につきましては、八街市総合計画2015にも主な計画事業として掲載しており、八街商工会議所との連携を図りながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

八街駅周辺についてはさまざまな動きがあるということで、確認ができましたが、この八街TMO構想で、中心市街地だけにとどまらず、八街市全域の取り組みにつながった事例があれば、ご紹介ください。

○経済環境部長（江澤利典君）

市内全域ということでございますけれども、先ほど市長答弁でもございましたけれども、商工会議所の飲食業部会で、昨年度、八街生姜ジンジャーエールの普及促進ということで、今年、平成28年度から市でも支援していくということになっております。これについては、本市の街おこし等の新たな特産品として、現在期待をしているというような状況でございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。どうやら、八街生姜ジンジャーエールに、随分方向性がちゃん施策されてきておりますので、ぜひ八街市全域で盛り上げていけたらなと思っています。

次に、4番目、観光課の新設についてですが、「めざそう！ね（値）」にある2018年に、観光客数8万1千人以上を目指す手段として、八街市観光農業協会との協力により、農業体験ツアー事業やグリーンツーリズムの普及啓発、また、るるぶ八街等を活用して観光客を増やしていく取り組み、また、外国人観光客も含めた観光基盤の整備をするということが求められています。観光客、この流動人口を増やす施策を執行していくには、その機能を特化していく必要があると思われま。

そこで、商工課内に観光班の設置や商工観光課として観光を明確に取り組む課としてはいかがか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、本市では商工課や農政課を中心に農業体験ツアーや農業体験インターシップ事業を実施しているほか、八街市観光農業協会主催によるブルーベリーの摘み取り体験や落花生の掘り取り体験も実施するなど、地域資源を活かした観光振興に努めるとともに、受入体制づくりにも努めているところでございます。

なお、観光課の新設につきましては、今後、十分調査・研究に努めてまいりたいと存じます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。少子高齢化、人口減少の進行が激しい八街市でありますので、まずは、基幹産業の農業への取り組みを皮切りに、また六次産業化等の新たな取り組みから、多くの方に足を運んでいただいて、八街市の魅力が伝えられる企画や仕掛けを、有効な情報発信により、流動人口をどれだけ増やせるかが大きなポイントだと感じています。

八街の歴史や文化に学び、現状を客観的な数字から分析しながら、先人から受け継いだ今をよりよい形にして、次代に手渡すために今何をすべきか。未来のためにどんな種をまき続けるのかを、今後とも考えていきたいと思っています。

以上をもちまして質問を終了いたします。北村市長をはじめ執行部の皆様の真摯なご回答に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

○経済環境部長（江澤利典君）

先ほど教育委員会の方で、1千人以上のということでベンチマークの関係がございましたけれども、これにつきましては、農政・商工関係、企画関係等々ございますけれども、現在のところ、夏祭り、産業祭りということで、これは1千人以上を超えた形で来客があるというような形になっております。

そうした中で、その2つを進化させるというか、その辺の検討も今後必要なのかなというふうに考えているところでございます。

○小澤孝延君

もう既に3つありますね。すみません。以上です。

○議長（加藤 弘君）

以上でやちまた21、小澤孝延議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時49分)

(再開 午前11時00分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、新宅雅子議員の個人質問を許します。

○新宅雅子君

公明党の新宅雅子でございます。

まずは、熊本・大分地震で亡くなられた多くの方、また被災された多くの方に、心からお見舞いを申し上げます。一日も早く、心を癒し、体を癒して、普通の生活に戻れますよう、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、私は通告の順にご質問をさせていただきます。

まず、環境問題と子育て支援の2項目にわたりご質問いたします。

質問事項の1、環境問題について伺います。

環境問題というのは、今回はクリーン推進課のごみの問題を中心にご質問をさせていただきます。なぜ私がごみの問題をお聞きするのかと申しますと、たとえゴミであっても、収益につながるものであるなら、少しでも収益につなげたい。そして、できるだけごみの処理に税金をかけたくない、投入したくないと考えるからでございます。言い古された言葉ではありますが、「捨てればごみ、活かせば資源」でございます。

また、平成24年に埼玉県戸田市に視察に行きましたところ、そこでは元の職員、女性ですが、ヨシダさんという方がいらして、ごみは処理をするのにお金がかかるだけのものではなく、発想を転換し、やりようによってはお金を生むものだと言っていました。そこで、携帯電話は、買換時に無料でそのお店で古いものを回収しています。しかし、再資源化できる希少金属は高く売れるのではないのでしょうか。

そこでご質問いたします。携帯電話と希少メタル、エアメタルを使用している機器の回収ボックスを設置していただきたいと望みますが、いかがでしょうか。ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

希少メタルを使用している機器には、携帯電話のほか、パソコンなど何種類かの小型家電があります。携帯電話につきましては、携帯電話各事業者が販売店での無料回収を行っております。市では、毎月第2火曜日の金物・小型家電・硬質プラスチックの収集日に、紫色の袋に携帯電話を入れて出していただければ、収集し、買取業者に売り払いをいたします。パソコンにつきましては、各製造メーカー及び一般社団法人パソコン3R推進協会が回収を行っているため、クリーンセンターでの回収は行っておりません。

なお、回収ボックスの設置につきましては、今後、他自治体の状況等を調査・研究してまいります。

また、市民の皆様に対しましては、携帯電話及びパソコン各メーカー等の無料回収につきまして周知いたしますとともに、携帯電話につきましては、市でも回収している旨の周知を図ってまいります。

○新宅雅子君

私は、紫色の袋で携帯電話を回収しているとは思っていませんでしたので、携帯電話を回収しますというのは、紫色の袋のところには書いてないと思います。思っていませんでしたので、市民の皆様にも周知を図っていただければ、大変ありがたいと思います。

また、新聞記事にありましたが、神奈川県箱根町は、今年3月から町内5カ所に、小型家

電ボックスを設置したそうです。同ボックスの設置は、小型家電に含まれる金とか銀などの希少金属のリサイクルが目的だそうです。

縦15センチメートル、横が30センチメートル、これくらいの。投入口がありまして、そこにゲーム機、それからデジカメ、携帯電話などを入れるそうです。もっと回収対象はあると思いますが、その3つがとにかく入れてもいいということになっているそうです。これは箱根町で5カ所あるそうです。ごみの再資源化や減量化のために設置したそうですので、八街市でも、先ほど検討をされるというお話がありましたが、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

本当に、紫色の袋の中に、例えばなべ・かまと一緒にそういうものを入れるというのが、ちょっといいのかなというか、そういう気がありましたので、ぜひ別にボックスとかを付けていただけると大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

また、次に要旨2、小型家電の回収状況について伺います。

小型家電というのは、資源ごみの中でも大変優秀な部類に入るそうです。なぜかという、今後使えるものが、電線のところに鉄だとかたくさんありますので、小型家電というのは大変優秀な部類に入るそうです。その小型家電の回収状況について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

小型家電につきましては、毎月第2火曜日の収集及び直接搬入により受け入れ、クリーンセンターで分別を行い、買取業者に売り払いをしております。回収量及び売払額につきましては、平成24年度、回収量が158.63トン、売払収入は約313万円、平成25年度、153.66トン、約250万円、平成26年度、144トン、約248万円、平成27年度、130.67トン、約213万円であり、若干減少傾向にございます。

○新宅雅子君

若干、回収量、出す量といいますか、それは減少の傾向があるようですが、私は詳しいわけではありませんが、鉄だとかそういうものというのは、相場みたいなものがあって、この月は幾らとか、こっちは幾らとか、変わっていくのではないかと思いますので、若干の金額の変動というのは仕方がないのかなとは思っています。ただ、回収量は、できるだけその辺に捨てないように、今は不法投棄も若干多いですから、不法投棄などをしないように、市民の皆さんにきちんと出していただくようにしたいと、そういうふうに思っております。

次に、環境問題の要旨3になりますが、資源ごみの回収ルートについて伺うというふうにして、私は資源ごみの回収ルートという言い方をしてしまいましたが、ルートというと、資源ごみを回収するのにごみのステーションをどういうふうなルートで回っていくのかという意味ではなくて、どこの会社が、どのように回収して、どこで計量して、どのように売り払っているかという、その順番をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市が売り払いを行っている資源物は、古紙、アルミカンプレス、スチールカンプレス、アルミガラ、鉄、焼鉄、ペットボトル、硬質プラスチック、小型家電、雑線でございます。そのうち、収集を行っているものは、古紙、カン、金物、小型家電、硬質プラスチック、ペットボトルで、それぞれ収集日を定め収集を行っております。

収集のルートにつきましては、カン、金物、小型家電、硬質プラスチックは、委託のごみ収集業者2社が収集し、場内で保管あるいはプレス加工したものを買取業者がクリーンセンターで計量を行った上、買い取りを行います。

ペットボトルにつきましては、同じく委託のごみ収集業者2社が、ごみ収集場所に出されたものを収集し、買取業者に直接搬入し、当該事業所で計量を行った上で買い取りを行います。

古紙につきましては、古紙収集専門の収集業者を委託し、ごみ収集場所に出されたものを回収し、買取業者に直接搬入し、当該事業所で計量を行った上で買い取りを行います。

ペットボトル及び古紙でクリーンセンターに直接搬入されたものは、クリーンセンターで計量を行い、買い取らせています。

なお、売り払いにつきましては、相場変動を考慮し、アルミカンプレス、スチールカンプレス、鉄、小型家電は3カ月ごと、古紙とペットボトルは半年ごと、硬質プラスチックは1年ごとに見積あわせを行い、一番高値を付けた業者に売り払いを行っております。

また、市内には、市民で構成する資源回収実施団体が57団体あり、市内に営業所等がある事業者8社で運営する八街市リサイクル事業協同組合と協力して、資源回収を行っております。資源回収実施団体が回収した古紙、カン、ビンなどを事業者が買い取りを行い、市では1キログラムあたり4円の奨励金を資源回収実施団体に支出し、資源回収を奨励しております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。古紙の問題ですが、今年になってから、私のところにも何件か、何人かの方から、取り残し、取り忘れがあるというふうに連絡がありました。でも、土曜日はやっているんですね、古紙の収集が。ほかのエリアは違うところもあるのですが、大体土曜日でやっているところの方が、私のところに土曜とか日曜にかかってくるので、どこにも連絡しようがないというか、そういう状態でした。

古紙の取り忘れというのは、何か原因があるのでしょうか、伺います。

○経済環境部長（江澤利典君）

古紙の取り忘れということでございますけれども、今年度、古紙の収集につきましては、長年落札し収集を行っていた業者から、本年度は新しい業者が落札をし収集を行っております。取り忘れを防止するために、一度回ったコースを二度回りするようにしておりますけれども、4月中は若干その取り忘れがあり、その都度対応させていただいたというのが、現状でございます。

収集業者とはその都度十分な打ち合わせを行い、取り忘れのないように指導しております

けれども、5月に入ってから取り忘れはほとんどなくなっているということになっております。また、市民の皆様には、8時半までに収集場に出すようお願いをしているところがございますけれども、今までの業者と回り方の違いがあるため、市民の皆様も今までの感覚で8時半を過ぎてから出し、既に収集が終わってしまうというケースがございますので、6月の広報やちまたで、古紙の出し方に加えて8時30分までに出示していただくよう、再度お願いをするように考えております。

今後も、大切な資源物を間違いなく収集するよう、万全の体制をとっていきたいと考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。

先ほど、長年古紙の収集をしていた業者が、今年度、平成28年度は変わったというお話をお聞きしましたが、長年に古紙の収集をしていた業者というのは、どこかわかりますか。

○経済環境部長（江澤利典君）

古紙の収集業者については、前回までは株式会社コウヨウテクノさんということになっております。

○新宅雅子君

ペットボトルの売り払い業者というのは、いかがでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

ペットボトルにつきましては、過去5年間についてお答えいたしますと、平成23年度、前期が同じく株式会社コウヨウテクノ、後期がガラスソーシング株式会社。平成24年度、25年度は株式会社コウヨウテクノ。平成26年度は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会。平成27年度におきましてはコウヨウテクノ。本年度につきましては東金市のナカムラソウギョウ株式会社が落札しております。

○新宅雅子君

ほとんどの資源物はクリーンセンターで計量しているのですが、平成24年のとき、私と鯨井元議員が、どういうところの会社が、どのように回収し、計量をして売り払っているか、そういうご質問をいたしました。そのときは、ペットボトルもコウヨウテクノの中で計量をしている。それから、硬質プラスチックもコウヨウテクノの中で計量している。古紙もコウヨウテクノ。全部コウヨウテクノの中の台貫で計量をしていたと、そういう状態でした。私も鯨井元議員も、そして市民の皆さんの出している方々も、みな心配をしておりました。これって不正につながらないんだろうかと。もし不正がなかったとしても、不正だと疑われてもしようがないのではないだろうか、そういうふうにととても危惧しておりました。

しかしながら、今お聞きしましたところ、ほとんどの資源物は、クリーンセンターで計量しているということですが、古紙とペットボトルの買い取りは、直接事業者へ搬入し、事業者の計量台で計量をしているというお話がありました。前もそうですが、今回は不正防止が必要と思われるが、その辺はいかがでしょうか。

○経済環境部長（江澤利典君）

不正防止策ということでございますけれども、計量検査表の提出及び抜き打ちによる検査を予定しております。

なお、今後は循環型社会形成基本法に基づき、適切な国内外での流通の確保、古紙につきましては、個人情報漏えいを防ぐためのコンプライアンスの確保も必要と考えているところでございます。国内外の流通先の明確化、個人情報に関するISOの取得などを見積参加条件とすることについて、今後検討してまいりたいとこういうふうに考えております。

また、古紙回収業者につきましても、古紙の分類や出し方など、専門性が求められると考えておりますので、古紙回収に精通し、かつ環境に関するISOの取得などを入札参加条件とすることを検討して、市民に出していただいた資源物を適正に売り払いをして、市の財源確保に今後取り組んでまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございます。やはり、皆さんが協力をしてくださって出す資源ごみですから、市民の皆さんが本当に納得のいくような処理の仕方をしなければいけないと思います。市民の方は知らないのではないかと、そんなことは全然ないわけで、みんな本当に心配をしていました。ですから、今回クリーンのセンターの中でほとんどの計量を行っているということ、安心しました。

また、平成24年度に私も質問いたしましたし、鯨井元議員もご質問いたしました。そのときに、八街市一般廃棄物基本計画というのを策定しますという、そして見直しを行いますというお話がありました。それは平成24年のことで、平成25年にそれを見直していただいたんだと思いますが、雑紙の回収も始めていただきました。今後は可燃ごみもそうですし、不燃ごみもそうです。不燃ごみもいっぱいですよ、埋め立てをするところが。そういうことで、可燃ごみもこれ以上お金をかけられない、ごみの処理をするのに。そういう状態にある中で、次期の基本計画の見直しというのはいつになるのでしょうか、伺います。

○経済環境部長（江澤利典君）

今、議員が申しましたように、一般廃棄物処理基本計画ということでございますけれども、今後のスケジュールというか、その辺についてはまだ決定はしておりませんが、先日、クリーンのセンターの方に私も一度見に行きました。その中で、分別についてはさらなる検討が必要なのかなというふうに思っているところでございます。特に、先ほど言った小型家電関係で、紫色の袋で出したものを、また現場で職員が分別しているような作業を見たところで。そうした中で、さらなる分別ということも考えて、財源に、歳入になるよう今後考えていきたいと考えております。

○新宅雅子君

これは質問ではありません。ご要望です。

私も公明党で、平成24年5月に、愛知県の安城市に視察に行つてまいりました。これがそのときにいただいたものです。ごみ減量ニュース。ごみの処理にはたくさんの税金が使

われています。この安城市というのは18万人の人口です。佐倉市より少し多いぐらいでしょうか。その安城市で、1年間にごみの全ての処理で約30億円かかっている。それは、学校1校分の金額です。すごくわかりやすいですね。これだけ関わっているのです。八街市もごみの処理にこれだけかかっています。これだけあれば、これだけのことができるんですよ。そういう、皆さんにわかりやすいようなやり方。

それから、今はどこの市町村でもごみを燃やすのに大変お金がかかります、ごみの処理にお金がかかります。そのためにごみの袋に、ごみ処理に税金をとろう、そういうふうな方向というのはいろんな市町村でやっています。九十九里とか海の方は前からやっていますよね、そういうことをね。そういうふうにしないように、この安城市では、市全体で約30パーセントの減量をしましょうということを決めました。だけど、20パーセントまではきたんだけど、だんだんまた1パーセント、2パーセント多くなりました。

20パーセント減るまではこういうふうになりましたというの也有ります。もうちょっとリサイクルをしましょう。燃やすごみの中には資源ごみがたくさんあるじゃないかと。私もそれはすごく思います。私の家の前にステーションがあります。ごみを捨てに行くと、可燃ごみの白い袋の中に段ボールがいっぱい詰まっていることがあります。私はあけて燃そうかと思うんだけど、それで誰のかわかってしまったりすると申し訳ないからそういうこといたしません。あとプラスチックがたくさん入っていたりとかします。そういうことのないように、ここの安城市では、いろいろ努力をされました。とにかくごみを減らす。ごみを焼却するためにお金をなるべく使わないようにするというのは、一人や二人じゃできません。市民全体で協力をしていかなければできないことです。

この辺のところを、この次の基本計画の策定のときに、もう一度きちんと入れて、考えていただきたいと思います。これはご要望です。ぜひよろしく願いいたします。

次に、質問事項2、子育て支援についてご質問をいたします。

毎日新聞の5月24日、出生率が1.46に回復という大きな活字で一面トップでした。

1.46に回復したというのが本当にすごいことになるというか、そういう感じでした。

ここにいらっしゃる方はみんな覚えていらっしゃると思いますが、2005年、今から約11年前ですが、そのときは出生率は1.26まで下がりました。そして、1.26ショックと盛んにマスコミで言われたのを覚えていらっしゃると思います。そういう1.26ショックを経まして、それから徐々に回復して、平成27年度が1.46、平成26年度が1.42でしたから、0.02増えました。

しかし、合計特殊出生率は増えて1.46になりましたが、第1子出産のときの母親の年齢は30.7歳。前年は30.6歳。0.1歳上がって、昨年の女性の初めての子どもを産む年齢は30.7歳です。30.7歳という、過去最高を更新したそうですが、その30.7歳だけれども、10代で子どもを産む人もたくさんいるわけですよ。そうしますと、30代後半とかそのくらいで産む方もいらっしゃるわけですよ。晩産化傾向には歯どめがかからないようですよ。

そういう晩産化傾向の中で、要旨（１）産前産後のケア体制の支援を求めますが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年、核家族化が進み、また、晩婚化により出産年齢が高くなり、出産する女性の親の年齢も高齢化しているため、出産後、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けにくい方が増えております。そのため、家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられない産婦、かつ産後に心身の不調、または育児不安等がある母親を対象者として、退院直後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てできる支援体制づくりが求められております。

こうした中、本市では、母子健康手帳交付を契機に、妊婦の健康をサポートするため、妊婦健康診査受診助成券を交付したり、出産準備に向けた案内や妊婦同士が学ぶ集いの場「ママになろうハッピールーム」事業への参加を呼びかけており、育児指導やOB会の生後2～3カ月の乳児を持つ親子との交流を図っております。

また、保健師・助産師が行う新生児訪問や赤ちゃん訪問員が訪問する乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」では、新生児との生活の様子、育児の相談を行うなど、親切丁寧に育児サポートを行っております。

本市では、こうした育児サポート事業を継続するとともに、アンケート調査等を実施することにより、実情を把握し、実態に即した事業を進めることにより、ケア支援体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

今、市長がお答えになったことは、また再質問のときをお願いいたしますが、その前に、八街市総合計画2015というのをいただきました。これの84ページに、出生数及び出生率の推移、また合計特殊出生率の推移というのが載っています。これは、八街市、千葉県、全国と載っていきまして、平成25年まで載っています。平成26年と27年はありません。先ほど全国は平成27年度は1.46、平成26年度は1.42とありました。平成25年度の全国は1.43です。

八街市の合計特殊出生率というのはわかるのでしょうか、教えてください。お願いいたします。

○市民部長（山本雅章君）

それでは、合計特殊出生率ということで、お一人の女性が生涯何人のお子さんを産むのかと。難しい定義はいろいろあるようすけれども、簡単に言ってしまうと、そのようなことだそうです。

それで、平成27年の状況ですが、全国では1.46、それから平成27年の千葉県が1.35、八街市の数値ですが、市町村別のは今現在公表されておりませんで、秋頃に公表ではないかというふうに聞いております。これは、千葉県の統計調査の方の数値として公表

されておるものです。速報値のような形で平成27年は公表されております。

それから、平成26年について申し上げますと、八街市が1.12、千葉県が1.32、全国では先ほどから新宅議員がおっしゃっているように1.42というふうな数値となっております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。この数字が出るというのは、若干タイムラグといたしますか、ちょっとずれて出るんだと思いますが、私が、この八街市のこれは平成20年からのが総合計画2015に出ているので、これはお話をしても全然問題ないし、みんなが見るものなんです。八街市の合計特殊出生率というのが多くないんですね。1.23とか1.11、1.12とか、平成24年度に関しましては1.04、1.26ショックなんというより1.04ショックです。1.03ショックです、これは。本当に一人という感じです、子どもは。何か、その辺ちょっと寂しくなってしまうのですが。

私は、皆さん、係の課の方が、本当に新生児に対しても、それから妊婦さんに対しても、とても献身的に寄り添って、全員を訪問してくださっているのはよく知っているところなんです。本当によくやってくださっているというのはよくわかるんですね。なのに、どうしてこれは増えないのだろうか。八街市は、子どもの医療費だってすごく手厚いじゃないですか。これを言っちゃうと、どうして、どうしてとなっちゃうというか、提案しなくちゃいけないですけども、そういうことで、若干なぜかなと思っています。

あと、母子手帳の交付のタイミングというのは、妊婦さんはみんな来るんですね。ですから、妊婦さんに会えるチャンスなんですね。もしもそこで会わなかったら、ずっともしかしたら会えないかもしれない。そういうような大事な時期だと思います。例えばそのときに、薬は飲んでいるのですかとか、服薬はあるのですかとか、お酒はどのくらい飲みますか、たばこは吸いますか、家族はどうですか、DVはありませんか、旦那さんは優しいですかと、本当にそういう話をするのが大事なんだと。そういう話をしながら、最大のチャンスなんですけど、アンケート調査というか、そういう細かい調査というのはしていないのかどうか、お聞きいたします。しているのかどうかですね。

○市民部長（山本雅章君）

それでは、まず現状として行っていることについて若干申し上げますと、まず母子手帳を交付する際には、妊娠中における日常生活で注意することを、それから喫煙や飲酒が胎児に与える影響、それから妊娠中の食事はどんなものが必要であるとか、こういったことが母子手帳に基本的事項として記載されておりますので、母子手帳を交付する際にはこういったことを妊婦さんの方に保健師から説明をしているということがございます。

それから、あと出産後ですけれども、出産後につきましては、「こんにちは赤ちゃん」事業ですとか、そういった事業を通じまして乳児訪問を行っているところなんですけれども、そのときには、出産後どうですかというようなお母さんの経過の観察とでも言いましょうか、そういったことをしております。

それから、その後行っておりますのが、4カ月の乳児相談というのも行っているのですけれども、そのときに、お父さん、お母さんに書いてもらう問診票というのがあるのですけれども、その問診票で、お父さん・お母さんの喫煙の状況、これは特にお母さんが大事なんですけれども、母親の飲酒状況、お酒を飲むとか、量はどうですとか、そういったことは確認をしております、そういった聞き取り調査をすることによって、今後の育児相談、それから市としてできる指導業務、そういったことに活用していくということを目的に、そういったことを行っております。

それから、ご指摘のアンケート調査です。市長答弁にもありましたアンケート調査。あれにつきましては、調査の時期とか内容、それについては今後検討していかなければなりません、それは何のためにアンケート調査をやるかといいますと、妊娠中ですとか出産後にどのようなサポートが皆さん望んでいるのか、いわばニーズ調査のような形で、市としてどんな支援をしたらいいのかということを考えるための調査を目的としておりますので、妊娠中、それから出産後、実際の子育て、こういったことを体験して、現在どんなことに直面しているか。直面というちょっとストレート過ぎますけれども、どんなことで困っていますか、どんな支援が必要ですかというような内容を調査していきたいというふうに考えております。

○新宅雅子君

ありがとうございました。

先ほどもお話をいたしました、10代で出産する人もいます。第1子出産の平均が30.7歳ですから、30代後半で初めて出産する人もいます。そうしますと、親の年齢も高くなる、だんだんと。高くなると十分な手助けを受けられない。それから、極端な例かもしれませんが、親が例えばくも膜下で倒れました、脳出血で倒れましたといったときに、その子どもというか30歳前後のお子さんも、そんなに人数の多い子どもの家でじゃないので、親の介護もする、生まれた子どもの世話するダブルケア、そういう家庭も少なくはない。多くはないかもしれないけれども、まるっきりいないということではないということです。

そして、今どきの若いおじょうさんというのは、大変スマートでダイエットもされたりして、おなかの大きいのがわからないような感じがします。朝食は食べないとか、それからゲームをやったりとかで目が疲れるとか、そういうスマートだけでもとても体を酷使している新米ママさんがいるということです。

私なんかは、本当にちょうど今の平均ぐらいのちょっと前ぐらいで子どもを産んだのですが、横道にそれてしまうかもしれませんが、私は子どもを産んですぐ仙台へ行って、これは夫の転勤ですけれども、その後すぐに青森へ行きました。青森の4月というのは雪がまだまだ本当にいっぱいなんです。その中で、夫は東京に出張に行って1週間以上帰ってこなかった。私と子どもと二人で、全然知らない青森で、家の中に閉じ込められたみたいな感じで、本当に放っぼり出されたという感じです、東京から。そういう中でも何とかやってきました。けれども、今のおじょうさんたちは、うちの娘が言うには、「今は、お母さん、時代が違うんだから」と、そういう私のしゅうと根性みたいな感じではだめなんだと。今のお嬢さんと

いうのは本当に違うんだから、全然。

ということで、新米ママたちに産後ケア事業を具体的に進めていく必要というのがあるのではないかと。私は、最初に聞いたときは、本当に過保護だなと思ったのですが、よくよく考えて、いろいろ調べた結果、本当にもしかしたら必要なことなのかもしれないと、昔と今とでは、30年もたったら違うんだと思いましたので、市としても産後ケアということ、今までの概念を取り払って考えていただきたいなと思います。

支援体制の強化を求めるといことと、あとは妊娠から出産、子育ての包括支援体制の確立を望みます。

今は、包括支援センターというと高齢者の包括支援センターというのが大変定着いたしました。高齢者が何かあったら包括支援センター、それは本当に定着いたしました。それを、今度は子ども・子育て包括支援センターということで考えていただきたいなと思います。この妊娠から出産までの包括支援体制の確立というのは、何かあったら包括支援センター。子育て世代の包括支援センターというのは、妊娠、出産、子育てをワンストップで応援していく、そういう内容です。

生まれてくる子どもには、もしかしたら若干の障がいがあるかもしれない。そういう全ての状況を包括的に継続的に把握していくということが、包括支援センターには大事なんじゃないかと思っておりますので、その辺の取り組みをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

子育て世代包括支援センターは、現状、さまざまな機関が行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するためのワンストップ拠点であり、国は、平成32年度までに、地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していくとしております。

子育て世代包括支援センターは、保健師、ソーシャルワーカー等を配置し、関係機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成し、家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業や、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う産後ケア事業など、妊産婦等の実情に応じた支援を行う組織でございます。

子育て世代包括支援センターの設置にあたっては、本市には連携を図る産科医等の医療機関がないことや、本市が行っている母子保健事業との優劣、利用者のニーズ、組織の体制や設置場所、財政面など、課題は多々ございますので、国の動向を注視しつつ、検討してまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

今もお話がありましたが、国は平成32年までに全国展開を行うということです。そもそも、この問題は、2015年2月17日、ちょうど1年半ぐらい前です。そのときに公明党

の井上義久幹事長が、子育て世代包括支援センターの推進を国会で訴えました。そのとき政府は2015年予算に17億円を計上しました。その1番に手を挙げたのが三島市なんです。三島市というのは、人口が11万1千人ぐらいです。先ほどの安城市と八街市のちょうど間ぐらいでしょうか、そのくらいのところですよ。その三島市が手を挙げまして、子育て支援の包括支援センターをつくったりいたしました。

そこで、これは本当に真剣に考えていただけたらいいなと思うんですが、提案いたします。産後ケアのお母さんたちの、さっき私はちょっと過保護じゃないかと言ったぐらいな、子どもを産んだばかりのお母さんのケアをすることが八街市にはないと。私は考えて、産後ケアをどうしたらいいだろうと、本当にそのように思いました。

そこで、私は、以前に産婦人科をしていたけれども、今は産科をやめて婦人科しかやっていないクリニックがあるということに気が付きました。

そこで、その方、院長先生とお話は、このことに関してしたことはありませんが、そこへ行ったときに、玄関もきれい、ロビーもきれい、1階の診察室もどこもきれい、きちんと整っています。2階に前の産科があったんだと思うんですが、そこで子どもを産んですぐのお母さんたちを、例えば1日でも2日でも受け入れていただけないだろうか。それは保健師さんとかそういうのはまた別なんですけれども、受け入れていただきたいとか、ほかに、午後から服部議員も質問をいろいろやりますが、その質問の内容もそこでできないだろうか。そういうふうに考えておりますので、ぜひ、その辺は前向きに検討をしていただきたいと。これだけでは何を言っているのかわからないかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、また何かそういう子育ての支援がありましたら、どうぞ、八街市も三島市に負けないように、すぐに手を挙げていただきたい。補助率はどのくらいかどうかというのはよくわかりませんが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますが、要旨(3)朝陽幼稚園の時間外保育の利用者の現状を伺います。よろしくお願いいたします。

○教育長(加曾利佳信君)

答弁いたします。

朝陽幼稚園の延長保育につきましては、平成27年4月1日より実施しており、平成27年度実績は、日単位の利用者数は延べ605名で、実人数では44名となっております。

月単位の利用者数は、延べ55名で、実人数は8名となっております。

4月の日単位の利用者数は、平成27年度延べ76名、平成28年度32名となっております。日単位の利用理由で多いのは、通院や家族の看護等が挙げられております。

月単位利用者は、平成27年度2名、平成28年度1名となっております。月単位利用者については、自営業やパート等の仕事をされている方が利用しております。また、平成28年4月は1名でしたが、5月は4名の利用となっております。

○新宅雅子君

ご質問させていただきます。質問は1つだけです。これは公明党で幼稚園の時間外保育を要望いたしました。ほかの方もそういう要望をされていたかと思いますが、私どもも4人で要望いたしましたので、その責任もあるので、実際の状態をお聞きいたしました。

それで、今は1日300円で、1カ月4千円でしたか。

○教育次長（村山のり子君）

利用料金の方をお答えいたします。月単位の利用ですと月額4千円、それから日単位の利用ですと300円というふうになっております。

○新宅雅子君

それでは、月単位で、先ほどもパートの方、それから自営業の方がいらっしゃるからお聞きいたしました。それから、保育園は入れない、そういう方は幼稚園に行っているということで、それはとてもいいことなんだなと思いました。

それから、あと病院に行ったりとか、いろんな用事があるときにお子さんを少しでも預けられるということも、またとても頼りになるところなんじゃないかと思いました。

以上で私の質問を終わります。どうぞ、先ほどの元産科の件を前向きにご検討くださるようによりしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で公明党、新宅雅子議員の個人質問を終了します。

会議中ですが、昼食のため休憩します。

午後は1時10分から再開します。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、服部雅恵議員の個人質問を許します。

○服部雅恵君

公明党の服部雅恵でございます。

通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。

質問事項1、住みよいまちづくりについて。

要旨（1）公共交通についてご質問いたします。

公共交通につきましては、今までに何度もご質問させていただきましたが、市民の皆さんのご要望の中で、一番多いものは、交通が不便で出かけたくても出かけられない、医者や買い物に行くのが大変、行ったはいいが帰りのバスがない、何とかしてほしい、との切実な声です。八街市総合計画2015の中に、「市民生活の利便性を支える交通ネットワークの充実した、すべての人にとってやさしい街」という目標が掲げられております。本市としまし

ては、新たな公共交通の導入の検討も含めて計画を策定するのご答弁を、昨年いただいたかと思えます。

そこで、①としまして、八街市地域公共交通総合連携計画の進捗状況をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成26年3月に策定いたしました八街市地域公共交通総合連携計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、任意の計画となったことから、本市では、八街市地域公共交通協議会において協議し、平成28年3月に、新たな法定計画である「八街市地域公共交通網形成計画」を策定したところでございます。

八街市地域公共交通網形成計画では、「市民生活の利便性を支える利用しやすい持続可能な地域公共交通体系の再構築」を基本理念に各種実施事業を設定しており、八街市地域公共交通総合連携計画から継続している事業もでございます。

主な実施事業といたしましては、ふれあいバスの路線再編、運行ダイヤの見直し、八街駅の機能強化としてふれあいターミナル機能の八街駅南口への移設、新たな交通システム導入の検討として、自動車を利用できない高齢者等の移動を確保するためのタクシー利用券助成制度の導入等を提案しております。

また、八街市地域公共交通協議会では、八街市地域公共交通網形成計画において提案した事業を実現するための実施計画である「八街市地域公共交通再編実施計画」策定のため、国に地域公共交通確保・維持改善事業費補助金の交付申請をしたところ、4月30日付で360万円の交付決定を受けたところであります。

平成28年度において、本補助金を活用し、八街市地域公共交通再編実施計画を策定し、各種事業を平成29年度の実施を目途に、準備・検討してまいります

○服部雅恵君

ありがとうございます。補助金をいただけたということで、とてもうれしく思います。

私たち公明党は、ずっと前からデマンド交通の推進を訴えてまいりました。今、お話のあったタクシー利用券の助成ということでありましたが、先ほどもるるお話があったのですが、グループタクシーということでおっしゃっていたかと思えますが、これはデマンドのかわりとして、より市民の皆さんが使いやすいものと考えてよろしいのか、その詳しい内容をお伺いいたします。

○総務部長（武井義行君）

今お話のありましたタクシーの利用助成制度でございますけれども、現在、本市が導入を検討しておりますタクシー利用券の助成制度、これにつきましては、自動車を利用できない高齢者等の移動を確保するため、地域の交通弱者の方々がタクシーをグループで共同利用する際に支払う賃金の一部を助成しようとするもので、一般的にグループタクシーと呼ばれているものでございます。

具体的に申し上げますと、助成対象を高齢者等の交通弱者に限定し、タクシー助成券の交

付を実施することによりまして、単なる交通弱者へのタクシー券の配布とは異なり、近隣の高齢者の方々が、数人以上のグループを作り、買い物や通院などでタクシーを利用する際に、タクシー運賃から助成券の金額を差し引きした金額を、乗り合わせた利用者で負担する制度です。一人でも助成券の使用はできますけれども、1回の助成につき、一人1枚使用できるために、乗り合わせ人数が増えるほど自己負担が少なくなるというものでございます。

また、本市におきましては、民間会社の既存のタクシーを活用することになりますので、新たな設備投資の必要がない。それから、実際に助成券の利用があった場合のみの補助を行うため、無駄のない効率的な施策と言えます。

このグループタクシーによりまして、高齢者等の交通弱者の日常生活の利便性の向上と社会活動の拡大に資するとともに、地域の住民が声をかけあい、共同でタクシーを利用することを通しまして、地域のコミュニティ形成にも寄与できるというふうに考えております。

グループタクシーの具体的な実施計画につきましては、本年度、策定を予定しております八街市地域公共交通再編実施計画の中で検討してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

グループタクシーは、私もちょっと調べてみたのですが、公共交通を人体になどえるならば、路線バスが動脈にあたり、コミュニティバスが細動脈、そしてデマンド交通やグループタクシーは毛細血管機能として置き換えられるかもしれない。それぞれの特徴を活かした役割分担を担うことで、地域全体の移動サービスが円滑、かつ低コストにより確保することができるかと書かれてありました。

私たちも、ずっとデマンド交通ということではきたのですが、なかなか話を聞いてみると、ほかの人と乗るのはちょっとということとか、申込が面倒くさい、そんな意見も聞いていたので、本当にまたこのグループタクシーというのは、新たな八街の公共交通として素晴らしいのかなと思いますので、またしっかり進めていただければと思います。

あと、ふれあいバスの件が先ほど出ていましたが、再編ということでその辺のこととターミナルのことを、詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

現在の八街ふれあいバスの運行ルート、これにつきましては、郊外に点在しております住宅等にも配慮しているということで、網羅性は高いということがありますが、その半面、速達性が低いということで、また、コースが重複していることから、効率的な運行とはなかなか言いがたい部分もありました。

今回の八街地域公共交通形成計画では、再編後のふれあいバスの発着場所をJR八街駅南口といたしまして、また、ふれあいバスの運行エリアを、これまでの5コースから4コースに区分することによりまして、民間路線バスの運行コースやふれあいバス各コースの重複をまず減らしまして、現在よりも所要時間を短縮するルートとすることを提案しております。

ふれあいバスの運行ルートを再編する際には、駅、商業施設、病院等の需要の多い施設へ

のアクセス性を高めるように検討するとともに、JR八街駅での乗り換えが必要となる運行ルートにつきましては、民間路線バスを含めた公共交通機関相互の乗り継ぎにも配慮するなど、利便性を向上したいと考えております。

○服部雅恵君

今、ふれあいバスを5コースから4コースへということで、この1つ減ったことで、大分コスト的にはどうなんでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

先ほど申しあげましたように、かなり民間の路線バス、それから5コースのコース自体も重複していた部分がございます。そういうこともありまして、1つのコースを1回回るのに1時間半程度かかってしまうということもありまして、逆に、効率的にそういった重複部分をなくすということ。また、ターミナルを八街駅へ持ってくるということで、乗り継ぎも便利になりますので、そういった部分での不便はないということと、あわせてグループタクシーを併用するというので、今以上に利便性の高いものになると考えております。

○服部雅恵君

では、今、大分ふれあいバスは赤字だと思うんですが、若干それが解消されるということによろしいでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

そうなることを期待しております。

○服部雅恵君

私も、いろんな方とお話をしている中で、今まではターミナルから、また乗り換えて駅ということで、直接行きたいという声をすごく聞いていたので、今、駅にターミナルがなるということで、とても利便性が高まるのかなと思います。駅、病院には行きやすくなって利便性も高まるということで、よろしいでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

そういうことで理解しております。

○服部雅恵君

本当にこれは画期的なことかなと思います。あとは、本当に皆さんへの周知徹底、これからまだ時間がかかるかと思いますが、皆さんとても待ち望まれていることですので、丁寧にまた進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問事項2、高齢者問題について。

要旨（1）健康寿命の延伸についてご質問いたします。

本市の高齢化率は年々上昇し、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加しており、いかに健康寿命を延ばすかが喫緊の課題となっております。

八街市総合計画2015の中に、「社会参加と生きがいづくり支援として、スポーツ、レクリエーションやボランティア活動、世代間交流などに参加できるよう、より多くの情報と場の提供をする」と書かれています。以前にも、稲城市や桑名市に視察に行き、何度かご質

問させていただきましたが、今回、委員会で、小田原市に視察に行かせていただき、アクティブシニア応援ポイント事業を勉強させていただきました。木村議員の質問とかぶりますが、健康寿命の延伸のみならず、介護認定者数の抑制、介護給付費、医療費の削減にもつながる素晴らしい取り組みだと思います。

そこで、①としまして、高齢者のボランティア活動実績にポイントを付与することで、生きがいを支援してはいかがか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢になっても元気であること、すなわち健康寿命の延伸が、近年重要だと言われております。健康寿命の延伸は、高齢者自身の生活の質の向上はもとより、医療費の負担軽減につながると期待でき、市では、健康増進事業や介護保険事業により健康寿命の延伸に努めているところでございます。

元気な高齢者がボランティア活動を行うことは、地域や施設等との連携強化につながるのみならず、高齢者自身の社会参加や健康増進、生きがいをづくりにもつながり、介護予防の推進になるものと考えられております。

木村議員の一般質問でも答弁いたしましたが、こうしたボランティア活動を行う高齢者に対して、ポイントを付与し、また、たまったポイントを換金したり商品と交換できる「介護支援ボランティア制度」は、平成19年度から始まり、現在、一部の自治体において実施されておりますが、その一方で、ボランティア活動とは、本来、自発的に無償で活動することが原則であるとの考えから、意見が分かれるところであります。

本市では、現在のところ介護支援ボランティア制度は実施しておりませんが、第6期介護保険事業計画期間において、制度導入に向けた検討をしてみたいと考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。

それでは、この第6期介護保険事業計画の中で、介護給付費抑制のために、ほかにどのような取り組みを考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

第6期介護保険事業計画におきましては、高齢化社会が進行していく中にありまして、今後も介護保険サービスが継続して提供できるよう、既存の事業者によるサービスだけでなく、医療や介護、それから福祉を含めさまざまな生活支援サービスが、多様な主体によりまして一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいくこととしております。

具体的に申し上げますと、これまでの心身機能を改善するだけの介護予防事業にかわりまして、住民主体の通いの場が増えていくような地域づくりを進めます一般介護予防事業、また、それに加えましてボランティアやNPOなど多様な主体によりましてサービスを提供いたします介護予防生活支援サービス、それから、医療や介護を要する状態になっても、住みな

れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療と介護の関係機関が連携を進める在宅医療と介護の連携推進ということに取り組んでいくこととしており、これらの取り組みが介護給付費の抑制につながる1つだというふうに考えております。

○服部雅恵君

この介護ボランティア制度なんですが、介護支援以外のボランティアとは内容が全く違うと私は考えます。この制度は、介護保険特別会計の中の地域支援事業の一環としての位置付けだと思うんですね。八街はとてもボランティア精神の高い方が多くて、私もボランティアをさせていただいていますが、一緒にやっている中には60代、70代の方ももちろんいらっしゃいます。そういうふうに最初からボランティア精神が旺盛で元気な方はいいですけれども、そうではなくて、今お家にいるんだけど、なかなか自分からボランティアまではできないという方のために、このボランティアポイント制度はいいんじゃないかと、私は思うんですね。

そういう中で、例えば現在ボランティアをしている団体に、こういう制度をやってみたいんだけどというアンケートというのをとってみてはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

議員さんおっしゃいますように、こういうポイント制度の導入に向けましては、当然に支える側でございますボランティアの方々のご意見を伺うということは、必要であるというふうに考えております。

ボランティア活動を把握しておりますのは、社会福祉協議会の方でございますので、そちらの方の協力を仰ぎながら、必要に応じてまして、そのアンケートの実施につきましては検討してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

ぜひ、一步進めていただきたいと思います。

前も、ご質問したときに、検討していきますというお答えでしたので、本当に今も言いましたが、ボランティアポイント制度を行うことで、今まで社会参加していなかった高齢者の方も参加ができ、ますます健康増進、介護予防の推進につながると思うんですが、もう一度お答えいただけますでしょうか。

○高齢者福祉課長（吉田正明君）

このボランティアポイント制度につきましては、平成19年5月に厚生労働省が高齢者の介護予防の取り組みということで、その実施を認めた制度であるわけですが、基本的には、高齢者のボランティア精神を尊重し、本人の健康増進であるとかあるいは介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいがづくりを促進することを目的として、取り組むものであるというふうに理解をしております。

こういったことから、ボランティア活動を通じまして、高齢者の生きがいがづくりや介護予防の推進を図るためにも、このボランティアポイント制度の創設というものは、喫緊の課題

であるという形で認識をしております。

現在、無償によります活動をしていただいております方がいらっしゃる中で、このポイント制度につきましては、慎重な対応が求められるところではございますけれども、市長の答弁にもありましたように、制度導入に向けまして、社会福祉協議会の方と情報交換をするとともに、他の自治体の取り組みを参考に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○服部雅恵君

ありがとうございます。ぜひ、一步進めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項3、安全・安心の街づくりについて。

要旨（1）大規模災害についてご質問いたします。

このたび、九州熊本地震でお亡くなりになった方のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興、復旧をご祈念いたします。

熊本地震では、震度7を2回観測した熊本県益城町や宇土市など、県内5市町で庁舎が使えなくなったということです。

これも、質問は何人もかぶっておるのですが、①といたしまして、本庁舎の耐震についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本庁舎の耐震につきましては、個人質問5、山口孝弘議員に答弁したとおり、第2庁舎につきましては、平成12年度に耐震診断を行い、一部耐震基準を満たしていないとの診断結果が出ましたので、老朽化も進んでいることから、耐震補強工事を行わずに、解体すべきと考えております。

また、第1庁舎につきましては、旧耐震基準で建てられた建築物のため、耐震診断を行う必要があり、診断の結果、耐震性能が基準を満たしていない場合には、防災拠点としての安全性を確保するためにも、耐震補強工事を行う必要があると考えております。

なお、第3庁舎、第4庁舎、第5庁舎、総合保健センターにつきましては、現行の耐震基準は満たされていると考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。やはり、庁舎はとても大事な拠点となる場所ですので、しっかりとその辺は進めていただきたいと思っております。

国は、庁舎の全半壊を想定した業務継続計画（BCP）の策定を自治体に求めております。この地域防災計画の中にもうたわれているのですが、業務継続計画の作成ということで、市は大規模地震等が発生した場合においては、災害対応を行うとともに、行政サービスの提供も維持する必要がある。このため、防災課は各課と連携して、業務継続計画の策定に取り組むこととし、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、災害発生時に行政機能を確保するため、

優先すべき業務を特定するとともに、職員の配備体制や応援体制を定めるとあるのですが、そこでお聞きいたします。

本市でも、このBCPの策定が必要と思うが、今の状況をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

大規模な地震発生時など、利用できる資源に制約がある状況下において、ヒト、モノ、情報及びライフラインなど、応急対策業務、継続性の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務を特定するとともに、業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画、いわゆるBCPをあらかじめ策定しておき、対処することが重要と考えます。

地域防災計画・震災編の第2章、災害予防計画の中に防災体制確立の必要性につきまして記されておりますが、現在、策定には至っておりません。千葉県内自治体の策定状況は、全国平均36.5パーセントに対し31.5パーセントと低いことから、千葉県では、本年2月に、「業務継続計画作成ガイド」を活用した計画策定について及び計画策定のポイント等に関する研修会を開催いたしました。

本市におきましても、これを受けまして、災害時優先業務及び職員参集予測等の資料収集作業をはじめており、早期に計画を策定したいと考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。このBCPについては、5月18日の読売新聞の中で大きく取り上げられていたのですが、全国813の特別区・市の本庁舎のうち、約3割が新耐震基準を満たしていないか、耐震性が不明な状態であることが、読売新聞社の実施したアンケート調査でわかった。こうした自治体のうち、本庁舎が全半壊した場合の業務継続計画（BCP）を策定していない特別区・市は、全体の4分の1にのぼったということで、出ておりました。

この熊本地震でも、BCPを策定していた大津市では、被災後、バックアップしていたデータを使って住民票や所得証明などの発行業務を継続できたとあります。そういう中で、しっかり計画を立てていくことが大事だと思いますので、一日も早い計画をお願いしたいと思います。

そんな中で、これからのことかと思うんですが、今の状態で、この震度7というのを想定はされているのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

その辺も、実際に九州地方で震度7という地震が発生しているわけですから、当然私たちもそういった計画を立てる際には、そういったものを想定していかなければならないというふうに考えております。

○服部雅恵君

それでは、備蓄の情報は、今はどのようになっていますでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

申し訳ありません。最新のデータではないですが、若干前のものなんですけど、非常食につきましては1万1千500食、それからミネラルウォーター等が2千160本、また毛布については2千400枚、防水シートについては2千210枚、あと、土のう袋が1万2千200袋とかありまして、そのほかに、項目としては排水ポンプ、発電機、投光器、高度リール、ハンドマイク、リアカー等、またガソリンの携行缶ですとか粉ミルク、簡易トイレセット等々が主なものでございます。

○服部雅恵君

多分、まだまだ少ない状況かなと思います。

自助、共助、公助ということで、まず自分で3日間分のというのは前から言われていますので、意識をされている方は蓄えもあるのかなと思うんですが、なかなか厳しい状況かと思えますので、その辺は、備蓄品というのは、年々というか、少しずつ増やしていくようなご予定なんですか。

○総務部長（武井義行君）

備蓄品につきましては、これから徐々に充実させていくというふうに計画しております。

○服部雅恵君

あと、ライフラインがストップするかと思うんですが、特に水の供給というのが3・11のときにも水が止まっちゃったということで、うちは水が出ましたので水を汲んで持って行ったりもしましたけれども、どこで水を配っているかがわからなかったという声もいただいたりしたのですが、その辺の供給等はどのような感じになるのでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

災害発生時の水の供給ということでございますけれども、今、備蓄しておりますペットボトル等がありますので、まずそれと。あと、災害協定を今は全24団体と結んでいるんですけど、そのうちの4団体から食料品とか水の供給を受けられることになっております。そういったところにもご協力いただいた中で、最終的には、これは市長の判断になるのですが、水道の方からの給水車の出動とかそういったことも行ってまいりたいと思いますけれども、その辺、どこにあるかわからなかったということのご指摘もありますので、その辺は、災害時ですのでなかなか伝達するのは難しい部分もございますけれども、極力皆さんに周知できるような形で行ってまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。やはり、いざというときに使えないのでは、何もなりませんので、その辺も含めてこれから計画の方を策定をしていただきたいと思います。

先日、新聞の方に、マンホールトイレのことが出ていたのですが、愛知県瀬戸市で、庁舎の駐輪場の敷地内に、災害用マンホールトイレを配備したということで載っておりました。

このマンホールトイレというのは、災害時にマンホールの蓋をあけ、その上に便座と簡易テントを組み立てて使用するもので、下水道管につながっているため、日常生活に近いトイ

レ環境を確保できるというものなのですが、こんなものも今後予定は、いかがでしょうか。

○下水道課長（山本安夫君）

お答えいたします。下水道課におきましては、公共下水道区域内438ヘクタール、概ね道路あるいは宅地内にマンホールがございます。うちのBCP計画によりますと、学校あるいは公園等におきましては、排水設備用のマンホールがございます。その上にマンホールトイレを設置すると。今後、うちの方は今現在用意してございませんけれども、公共下水道内におきましては、下水道課においてマンホールトイレを設置していくと。

ただ、これにも若干不都合がございます。八街市の場合におきましては、流域公共下水道という形で下水道を処理しております。処理場は八街市にはございません。千葉県千葉市花見川区の方に花見川終末処理場がございますけれども、まず地震が震度5以上あった場合には、参集して、一次調査として幹線の調査をしなければならないと。幹線が大丈夫という形であれば、県と県の印旛沼流域下水道とお話をしまして、処理場は大丈夫かと。幾ら幹線が大丈夫であっても処理場が潰れておって下水は流せませんので、そういう形で処理場の方が大丈夫だという形であれば、うちの方は管の調査、一次調査で大丈夫であれば、その部分についてはマンホールトイレを付けて、市民の皆様に使っていただきたいと。

今後、BCPの中で、そういうものが必要とあれば、財政当局と相談しながら、さきの熊本地方地震でもありましたように、人は食べたらず絶対排出をするものでございます。そういうものについて、排出する先がないとということ是非常に困りますものですから、そういうことにつきましては、下水道課内といたしましても、そういう災害に対しては強い意識を持って今後もやっていきたいと、そのように思っております。

また、BCPにつきましても、毎年人事異動等があった場合には、参集の状況も変わりますので、職員と話し合いをしながら、速やかに行動が起こせるように準備はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○服部雅恵君

前向きなお答えありがとうございます。大変な作業かと思いますが、こちらの方もあわせてお願いしたいと思っております。

東日本大震災などを踏まえ、近年は沿岸部の津波対策などに関心が集まり、直下型地震への対策が遅れがちで、その自治体側の油断や認識の甘さが熊本地震で露呈した。調査や病院の耐震性に不安があり、移転や新築が難しいのであれば、より震災後の備えに目を向けるべきだろう。BCPの常識にこだわらず、他自治体との応援協定や、代替調査の選定、行政データのバックアップなど、財源がなくてもできることが少なくないはずだと、読売新聞の中に載っていたのですが、本当に今できるところから、災害は待たないでいつ来るかわかりませんので、いざとなったときに機能できるように、よろしく願いいたしたいと思っております。

では、次、質問事項4、子育て支援について。

要旨（1）病児、病後児保育について。

病児、病後児保育とは、集団生活が困難な病期中、または回復期の子どもを一時的に預かり、保育する事業です。今、多くの自治体で、この事業を民間の病院への委託により行っています。利用者からは、「病院内の施設なので、安心して預けられる」との感想が寄せられているそうです。

そこで、①本市の病児、病後児保育の現状を、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年4月から、子ども・子育て支援新制度が始まり、本市におきましても、5カ年計画であります「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「笑顔あふれる子育て支援の街づくり」を、さらに進めてまいりたいと考えております。

病児、病後児保育でございますが、現在のところ本市では実施しておりません。今後、病児、病後児保育事業の必要性は認識しておりますので、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

前向きなご答弁ありがとうございます。

こちらの総合計画2015の中で病後児保育事業のことをうたっております。「保護者の就労と育児の両立を図るため、病気回復期の集団保育が困難な時期に、一時的に保育所とは別の専用施設へ預けられるよう、実施に向けた検討をします」ということであります。

②民間の病院に委託し、病児、病後児保育事業を行ってはいかがかということで、具体的にどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

病後児保育事業につきましては、各関係機関と協議し、利用者の利便性を考慮しながら、委託先を含めて、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、病児保育事業につきましては、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○服部雅恵君

委託先はこれから検討ということでしたが、先ほど新宅議員が質問しましたが、もとやっていたところを利用して、病児・病後児保育ができたらいいのかなというのを、先ほど聞いていて私も感じたのですが、そして、また産後ケアも含めて、本当に八街は子育てがしやすい街だよというので、人がどんどん八街で子どもを産み育てたいというような、そういう街になっていったらいいかなと思うんですが、その辺をもう一度ご答弁をお願いできますか。

○市民部長（山本雅章君）

今、病後児保育につきましては、これはこちらを先に開始するというので進めておりまして、病後児保育につきましては、医師の確保ということがございますので、どうしても、

やり方としては、既存の病院ですとか、そういったところに委託をするのが現実的であろうかと思しますので、どのような方法でできるのか、そういった手法も含めて、やり方についてはいろいろ研究したいと思っております。

○服部雅恵君

平成28年7月現在で、県内38の市町村がこれを行っているわけなんですね。ですので、本当にできないということはないと思うんです。ですので、前向きに一步進めていただきたいと思えます。

これも、先日の新聞で、ここまでは私も思ったのですが、お迎え付病児・病後児保育事業というのをやっているところが、愛媛県の伊予市なんですけれども、「いよこすまいる」という保育施設で、小学校や幼稚園、保育所にいる子どもが、発熱や腹痛で急なお迎えが必要になった場合、仕事中の保護者にかわって、保育師などの市職員が対応するお迎えサービス付で、全国初の取り組みをやっているところもあるんですね。ですので、本当にいろいろ知恵を絞って、どんなことができるのか、またそれが子育て支援につながって、一人でも多くの人たちが子育てを八街でしたいと、さっきも言いましたが、そういうふうな市にしていきたいと思えますので、ぜひよろしくご要望させていただきます。よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で公明党、服部雅恵議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時49分)

(再開 午後 1時59分)

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、角麻子議員の個人質問を許します。

○角 麻子君

公明党の角麻子でございます。

通告に従いまして、順次ご質問させていただきます。

質問事項1、図書館についてご質問いたします。

昨年的一般質問の中で、私は読書活動の推進について質問し、子どもたちが楽しく読書に親んでもらえるようにと、読書手帳を要望いたしました。この読書手帳は公明党としても随分前から要望してきたものです。このたび、本市でも、読書手帳ができ上がり、今年の3月1日から配布されるようになりました。私の周りでも、読書手帳を希望していたお母さんが大勢いたので、大変うれしく思っております。ありがとうございます。

私がこの読書手帳ができたのを知ったのは、図書館に行った知人から、「こんなのがあっ

たよ」と、館内の読書手帳の掲示版の写真を私のスマホに送られてきたからです。早速、後日、息子と図書館に行き、お知らせの掲示を確認しました。

対象は、市内在住・在学の小学生まで、申し込み不要で参加費無料、手帳は6種類の絵柄があり、カウンターにて受け取れる。見本の6種類も貼ってあり、とてもわかりやすいと思いました。

早速、カウンターにて読書手帳を受け取り、使い方の説明を見ると、本を読み始めた日と題名を書き、どこの本を読んだのかということで、「学校・図書館・自分・友達」のどれかに丸を付ける。さらに、読み終わった日と感想を書く欄があり、1冊分記録が終わるごとにオリジナルシールを貼ってもらえ、さらに、6冊記入が終わるとそれを1冊の本にしてプレゼントされるという、子ども参加型の手帳になっており、とてもよくできていると思いました。この読書手帳をきっかけに、多くの子どもたちがさらに読書に親しんでもらえるのではないかと期待しております。

まだ、3月からと期間が短く、数字として効果は出ていないとは思いますが、幾つか質問させていただきます。

要旨（1）読書手帳について伺います。

- ①読書手帳の周知方法について伺います。
- ②読書手帳の配布数を伺います。
- ③子どもたちへの貸出数の変化があったのか、伺います。
- ④読書手帳の対象の本を決めた経緯を伺います。
- ⑤今後の表紙デザインについて伺います。

こども司書推進プロジェクトの組織概要には、「本が好きな子どもは、読書のリーダーになり、図書館が好きな子どもは友達を呼び込む、というコンセプトに基づいて子ども司書制度が誕生した。子ども司書に認定された子どもたちは、地域の図書館で読み聞かせのボランティアを行ったり、学校図書館では図書委員として本の整理、分類などを手伝ったりして、読書に関わるさまざまな活動をする」とあります。

最初の子ども司書養成講座が、2009年に福島県矢祭町で開催されて以来、子ども司書制度は全国の自治体まで広がっております。本市でも、平成23年からジュニア司書養成講座を実施しております。

趣旨に、「生徒（児童）が司書としての知識や技術を学びながら、読書の面白さやすばらしさを学校や家庭に広げる読書リーダーになるように育成することで、市全体の読書普及と図書館及び移動図書館の利用促進を図る」とあります。今年で、6年目を迎えるにあたって質問をさせていただきます。

要旨（2）ジュニア司書について伺います。

- ①ジュニア司書に認定された人数を伺う。
- ②申込者数の推移を伺う。
- ③認定後の活動内容を伺う。

次に、(3) サービス向上について伺います。

日本で公共図書館といえば、本を無料で借りるとか、受験生の自習室といったイメージが強かったのですが、近年、公共図書館に求められる役割が大きく変わってきております。

その中でも、ビジネス支援機能の強化が注目されており、図書館のサポートを受け、新たな事業を展開したり、起業に成功する事例も増えてきております。2000年12月には、ビジネス支援図書館推進協議会が設立され、ビジネス図書館の重要性が広く認識されるようになりました。

今年3月、鳥取県立図書館が主催する「図書館で夢を実現しました賞」の表彰式が米子市内で行われました。この賞は、県内の公共図書館を利用して得た情報を使って、実際に起業や商品開発などビジネスに結び付けた成功事例を表彰する取り組みです。

今回、最優秀賞に輝いた会社は、約20年かけて開発した製品が全く売れず行きづまったときに、図書館に通いレファレンスや専門家の助言を利用し、商品の販路を図書館の支援で開拓することができたそうです。

ビジネス支援図書館推進協議会会長の竹内氏は、講演にて、「地方で成功する中小企業のモデルは、1980年代半ばを境に、大企業の下請型から、自社製品を企画・開発できる自立型に変わった。そのためには、多くの情報や知識が必要だが、中小企業にとって高価な資料の購入は負担が大きく、そもそも何を買えばいいかわからない場合も多い。情報を低コストで入手でき、レファレンスを受けられる図書館は、貴重な知的資源だ。また、レファレンスを利用すれば、出所が明確で信頼性のある資料の提供を受けることができるので、それに基づき自ら解決策を考え、説得力のあるビジネス計画を立案することが可能である」と言っています。

図書館が、それなりの情報提供や関連の無料講座などを継続的に提供していけば、起業に目覚める層を開拓することにもつながり、将来的には市の活性化につながるのではないのでしょうか。

そこで、質問いたします。

①ビジネス支援サービスについて伺います。

早稲田大学図書館の初代館長・市島謙吉氏は、「本は本棚に置いていても何の意味もない。活用してもらうことで新しい価値を生み出すのだ」と、開かれた図書館づくりを進めました。必要な人に本を提供し、読んでもらう。

また、もう1つの図書館の役割に、人間の育成があります。3歳までの幼児に読み聞かせなどを行うなどの、本を仲立ちとした大人の関わりが、人間形成において非常に重要だと言われています。それぞれの年代によって、必要になる本は異なります。4歳から12歳は知識を求める年代、13歳から19歳は論理的なものや物語のように感性を豊かにする本が必要だそうです。このような本と自然に親しめるように、成長にあわせて親が子どもたちに働きかけをしていくことはとても大切です。幼少期から本に親しむことができれば、将来その子が大人になっても読書に親しんでいると思います。

そのカギは、やはり「親」の存在です。両親、特に母親が子どもとともに本に親しめることが大事になります。乳幼児と一緒に親が気軽に来館できる環境づくり、また来館したいと思える魅力のある図書館にするためにも、子育て世代にあったさらなるサービスが必要であると思います。

そこで、質問いたします。②乳幼児へのサービスについて伺います。

次に、質問事項2、地域活性化についてご質問いたします。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、都市部から人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応用ながら、地域力の維持強化を図っていくことを目的とする、平成21年から導入された総務省の取り組みです。

隊員が行う地域協力活動は多岐にわたり、農林水産業への従事者、地域ブランドや地場産品の開発・販売、住民の見守りサービスなどの生活支援、道路等の清掃などの環境保全活動など、地域の実情に応じ、各自治体が自主的な判断で協力活動を決定することができるようになっていきます。

地方自治体では、都市部の人材を非常勤・嘱託職員として採用し、地域おこし活動を委嘱し、定住を図る施策として、現在、全国の多くの自治体でその制度を活用して地域おこしを行っています。地方自治体は、隊員一人につき1年間で報酬などとして上限200万円まで、活動費として上限200万円まで、合計上限400万円を国から特別交付税として財政支援を受けます。任期は1年以上、最長3年となっています。

募集は、各地方自治体のホームページや地域おこし協力隊JOINのホームページなどで告知・PRを行い、人数や年齢などの条件面は、各自治体での自由裁量となっていて、採用後は、住民票を移動し移住する形となります。

現在、全国的に地域おこし協力隊を受け入れている自治体は、平成27年度で673あり、隊員数は2千625人にのぼります。そして、昨年実施した地域おこし協力隊定住状況等調査によれば、任期終了後、隊員の約6割は引き続き同じ地域に定住しており、同一市町村内に定住した隊員のうち約2割の方が起業しています。

今、なぜこの制度が注目され、各自治体での受け入れが盛んに行われているのか。それは、行財政改革後の職員減少、地域の人材不足、都市部への人材流出などの実情が目に見えて加速してきたことです。また、都市部からの外部人材を受け入れることで、新たな発想のもとで地域おこしや地域の活性化を図ることができること。施策として取り組むための制度条件が自治体にとって有利なこと。何よりも、国からの経費負担とその後の定住促進へとつながる可能性があるからだと考えられます。

本市でも、現在さまざまな施策を行っておりますが、その取り組みを推進させるためや、重点的に取り組む施策やプロジェクトの人材確保をするために、この地域おこし協力隊の制度利用を検討してみる価値は大いにあると思います。本市でも研究をし、情報交換・情報収集をしていただき、ぜひ検討していただきたいとも思います。

そこで、本市で、今まで受け入れを検討したことがあるかなどを含め質問いたします。
要旨（１）若者の定住化の推進。

①地域おこし協力隊について伺います。

以上で、私の１回目の質問を終わります。明快なるご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項２、地域活性化について答弁いたします。

（１）①ですが、ご質問の地域おこし協力隊とは、地方自治体が、都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度で、平成２１年度から導入された総務省の取り組みでございます。平成２７年度では、全国６７３団体が導入しており、移住・定住の促進を図る制度として活用されていると認識しております。

本市におきましても、人口減少問題を解消するため、移住・定住の促進は重要な政策の１つであることから、地域おこし協力隊などの移住・定住を促進するための方策について、他団体の活用状況等を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○教育長（加曾利佳信君）

質問事項１．図書館について答弁いたします。

（１）①から⑤ですが、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

読書手帳の周知につきましては、広報やちまた３月号に掲載いたしました。また、図書館内、移動図書館にポスターを掲示するとともに、印旛教育研究会第４部会図書主任研修会において、先生方に周知についてのご協力をお願いしました。

読書手帳の配布数につきましては、３月末までに４６３冊配布いたしました。

子どもたちへの貸出数の変化につきましては、まだ配布をはじめて３カ月ほどですので、目立った変化はありません。１冊目が終わった子どもに聞いてみますと、「手帳に書くのは楽しかった」と一様に話し、次の手帳を喜んで持ち帰っております。

読書手帳の対象の本は、図書館の本でも、学校図書館の本でも、自分の本でも、友達から借りた本でも、何でもよいことになっております。個々の読みたいときに、すぐ読める環境にあることが大切であると考え、特に指定しておりません。また、次に読み返すときのために、読書手帳に本の所蔵場所を記入できるようになっております。

表紙デザインにつきましては、現在はジュニア司書有志によるもので、ご褒美シールとセットで６種類あります。１冊につき２４冊の記入ができ、６種類記入が終わると、１冊に製本してプレゼントする企画ですので、今後の取り組み状況を見ながら、次期デザインについては検討してまいります。

次に、（２）①から③ですが、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

ジュニア司書に認定された人数ですが、平成２３年度から実施し、平成２７年度までの５

年間で、受講者数は56名であり、そのうち認定者は55名でした。

次に、申込者数の推移ですが、申込者数62名で、内訳につきましては、平成23年度は9名、平成24年度は15名、平成25年度は13名、平成26年度は15名、平成27年度は10名でした。

認定後の活動内容は、図書館において、年に5～6回のおはなし会スペシャルに参加し、手遊びや大型絵本、パネルシアターなどの上演、学期末の休みを利用した図書館カウンター業務、学級文庫から返却された本の整理、クリスマスおはなし会用のプレゼント作成、及び本を紹介するポップやブックリストの作成などが挙げられます。また、八街東地区社会福祉フォーラムなどの地域活動に参加してのおはなし会等、活動は多岐にわたっております。ジュニア司書の活動期間は高校卒業までですが、今年度より、活動が顕著であったジュニア司書を図書館マイスターとして2名を認定し、今後、先輩としてジュニア司書の養成や指導、地域の読書リーダーとしてのさらなる活動を期待しているところです。

次に、(3)①ですが、図書館には、市民の読書を支援するだけでなく、地域の課題や日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や、情報を提供する機能の充実が求められています。

ビジネス支援は、個人の経済的自立を促し、地域経済を活性化させるためにも積極的に取り組むべきものと考え、図書館の入り口の目立つ位置に、「気になるビジネス書コーナー」を設置しております。関係図書のほか、千葉公共職業安定所が月2回発行している求人情報ファイルの設置、パソコンを利用した情報収集、そして、参考図書コーナーには、企業情報を閲覧するための「帝国データバンク会社年鑑」や「東商信用録関東版」、各種統計書、白書などを備えております。

また、「本の案内コーナー」では、必要な資料や情報を入手するための相談にも応じ、サービス向上に努めております。

次に、②ですが、初めに、日頃からボランティアとして読み聞かせなどの図書館活動に、ご支援、ご尽力をいただいている方々に、この場をおかりして深く感謝申し上げます。

図書館事業としては、0歳から3歳までは、親子で参加するわらべうたや、手遊びなどを中心とした、「おひぎでだっこのおはなし会」を月1回、4歳以上は、毎週土曜日におはなし会を実施しております。

現在、市内保育園・幼稚園への出張おはなし会や来館時の臨時おはなし会、絵本が原作の映画会、加えて子育て支援センター事業の「公民館であそぼう」では、親子を対象に月1回、わらべうたや読み聞かせを実施し、発達段階に応じた、読書への第一歩を提供しております。

また、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、おはなしコーナーに、長く読み継がれている定番の図書を基本に、親子の対話につながるような新しい絵本も随時そろえております。

あわせて、図書館でお勧めの絵本と行事を紹介した幼児向けのブックリストを年9回、市内全ての保育園・幼稚園の4、6歳児に配布し、利用促進に努めるとともに、公立保育園へ

の団体貸出を実施し、乳幼児が絵本や物語に触れる機会が多くなるように努力しております。

○角 麻子君

まず、読書手帳の周知方法で、先ほど広報やちまたに、私も気付きました。3月1日号だったと思います。その内容としては、「読書手帳をはじめます。読んだ本を記録して、自分だけのオリジナル図書手帳をつくってみませんか」。そのコメントだけ本当に下にちょこっとこれだけ載っていただけなんです。その後、もう周知はされていないですね。

今後、広報やちまたに再度周知するというお考えはあるのかどうか、お聞きします。

○教育次長（村山のり子君）

3月1日号での周知は、ちょっと少なかったということで反省しております。今後につきましては、スペースを見ながらさらに周知していくのとあわせて、学校等へも再度周知をしていきたいと思っております。

○角 麻子君

では、よろしくお願いいいたします。

それから、あと八街の図書館のホームページがあると思うんですが、そこに読書手帳というものの周知が載っていないと思うんですが。のぞいたときに、子どものページというのがあるので、その先にあるかなと思って、その先も私は開いてみたのですが、この読書手帳には一切触れていないんですね。

なので、その辺のところはどうなのか、お聞きしたいと思います。

○教育次長（村山のり子君）

ホームページでの周知というところでございますが、確認いたしまして、掲載されていないようであれば、至急掲載したいと思っております。

○角 麻子君

では、早急によろしくお願いいいたします。

今のままでは、非常に周知になっていないのかなというふうに感じております。確かに、図書館を利用している人は気付きます。行くので。しかし、普段あまり本を読んでいない子どもたち、つまり図書館を利用していない子どもたちにいかに周知していくのかというのが、すごく大事かと思えます。待っているだけでは相手には伝わらないと思うので、先ほども学校というのがチラッとお話に出たと思うんですが、対象相手が子どもというのであれば、実際に子どものいる保育園、幼稚園、また小学校などにどんどん周知していくべきだと私は思います。

特に小学校なら、学校図書館がありますので、学校図書館の中に今は司書さんもいらっしゃるので、しっかりと連携をとりながら、例えば読書手帳の見本を置いてみるとか、周知のポスターみたいなものを貼らせてもらうとか、そうすると、対象なる子どもの目に触れて、この手帳が欲しいと、やってみたいと思ってくれれば、自分から親に図書館に連れて行くと訴えるはずだと思うんですね。そうすることによって、新たな図書館を利用する子どもたちが、人数が増えるのではないかと思います。

その辺のことは、どうでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

ただいまご提言のありました子どもたちのいる場所での周知、幼稚園、保育園、小学校で、特に学校の図書室での、見本を置く、あるいはポスターを掲示するなど、大変参考になる意見をいただきましたので、今後研究しまして、早速取り入れてみたいと思っております。

○角 麻子君

ありがとうございます。

それから、あともう1つ、またちょっと提案させてもらってしまうのですが、親御さんは、ひまわりには周知というのはされているのでしょうか。もししていなようであれば、そこにもターゲットとなる母親が来ているので、そこも周知の1つというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

大変申し訳ありません。親子サロンひまわりの方には周知していないようですので、今後ともやっていきたいと思っております。

○角 麻子君

では、よろしく願いいたします。

あと、対象となる本について、学校、図書館、自分、友達。私は初めて手にとったときに、範囲があまりにも広い気がする。何を目的にしているのかによって、いろいろとあれがあれと思うんですけども、本を読む子どもたちを増やすのが目的なのか、図書館に人を呼ぶことが目的なのか、その辺によっていろいろ考えがあると思うんですが、その辺を一度ご説明していただければと思います。

○教育次長（村山のり子君）

この手帳を導入したきっかけなんですけれども、まずは、本を読みたいときにすぐ読める環境にあること、それが一番と考えておまして、いきなり図書館の方へ来ていただくというようなことではなくて、まずその導入の部分からが大切かと思おまして、このように特に指定しないでやっております。

○角 麻子君

ということは、ある年数がたったときに、この対象の本も変わる可能性はあるということでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

現段階では、はっきり申し上げられませんが、いずれ数年たったときに、また変わってくる可能性も十分あると思います。

○角 麻子君

では、次に、表紙のデザインについて何点かお聞きしたいと思います。

6種類あるということで、私も息子と行って選ぼうと思ったときに、思ったのが、女の子向けの絵柄が非常に多く、息子もどれを選んでいいのかわちよつと悩みまして、悩むというか、

必然的に5番しかない。ちょっと見本があるのですが、これが5番です。これをなぜ選んだかと、ここに恐竜が載っているから、ただそれだけなんです。あとほかの5種類は、どちらかというと女の子向きであって、メルヘンチック、女の子の絵がかいてあったりとか、ちょっと男の子がもらうには恥ずかしいかなと思うような絵柄だったので、新たに男の子向けのデザインというのは、今後考えているのかどうか、お願いします。

○教育次長（村山のり子君）

表紙のデザインにつきましては、先ほど答弁申し上げたとおりですが、ジュニア司書有志による者で作成しました。6種類作りましたが、でき上がったものは女子生徒向けが多くなってしまったと。ご指摘のように、低学年の男の子が選びづらくなってしまったようですので、今後、男の子も選びやすいようなデザインも検討してまいりたいと思います。

○角 麻子君

ぜひともよろしく願います。

また、もう1つ、絵柄が少し高学年向きかなというふうな感じがしました。読書好きになってもらうには、幼少期、絵本からまず始まりますよね。そうなったときに、小さいときから親しんでもらおうと思ったときに、絵柄がちょっと高学年向きかなというのを感じたので、できれば、幼児向き、低学年向き、高学年向きといった年齢別の種類というんですか、そういうのがあってもいいのかなと思うんですけども、その辺に対してはどうでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

いずれのデザインにつきましても、年齢別というようなことも取り入れまして、今後検討させていただきたいと思います。

○角 麻子君

よろしく願います。

あとは、すみません、何度もあれなんです、これを見るとカラーなので、これはカラーコピーで作成しているのでしょうか。ちょっとコストのことが気になってしまったのですが、その辺を教えていただければと思います。

○教育次長（村山のり子君）

カラープリンターでやっていると思います。

○角 麻子君

コスト的にはどうなんですかね。もしくは、またこれも提案になってしまうのですが、カラーではなく、例えば塗り絵みたいに、個々の子どもたちが色が塗れるような絵柄があってもいいのかなと思うんです。小さなお子様なら、自分で塗ることによって、それが本当のオリジナルの本になるのではないかなと思うんですけども、その方がカラーよりもコストが抑えられるのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

その点につきましても、今後十分検討させていただければと思います。

○角 麻子君

次に、ジュニア司書なんですけれども、本市のジュニア司書の対象者が、基本的には中学生となっていると思うんですが、希望があれば5、6年生でもいいということなんですけれども、他市を見てみた場合、ほとんど小学生なんです。それが八街は中学生と。どのような経緯で対象者が中学生になったのか、教えていただければと思います。

○教育次長（村山のり子君）

この対象は中学生あるいは小学生高学年になった経緯なんですけれども、ちょっと勉強不足で申し訳ありませんが、お答えできません。

○角 麻子君

中学生ということもあるのかもしれませんが、本市の場合、全講座終了後、800字以内のレポートを提出し、定められた以上の成績をおさめるとジュニア司書認定書を授与されるというふうに、募集の中で出ているんですね。この800字レポートと聞いただけで、ちょっともう子どもなんかは多分抵抗を感じるのではないかと。ちょっとハードルが高いのではないかと思うんです。その辺についてお伺いしたいと思います。

○教育次長（村山のり子君）

お答えいたします。確かにレベルとしては高いかもしれませんが、そのくらいの知識を持って図書館司書ということで、ジュニア司書なんですけれども、なっただくというところで設定しております。

○角 麻子君

周りの他市をいろいろ見ると、小学校低学年から本に親しむというのが大事だと思うので、そこを高学年、中学生まで行っちゃうとちょっと感覚が何ですかね。その前にもっとやっていかなきゃいけないのではないかと思うんですね。

例えばミニ版ではないですけども、対象者を小学生まで引き下げて、例えば高度なものを求めるのであれば、昇級制度を付けて、順繰り級を上げていくというようなことでやっていくというのはどうでしょうか。またこれもあれなんですけどね。

○教育次長（村山のり子君）

それで、今までと対象をちょっと広げるといようなご意見だと思いますけれども、指導者の方の人数等もありますので、その辺については十分研究させていただければと思います。

○角 麻子君

先ほどはジュニア司書の活動内容を聞かせていただいて、本当に活躍されていて、すごい素晴らしいと思います。ただ、その活動内容がなかなか市民に伝わっていないような気がします。

先日、図書館に行ったときにも、ジュニア司書の活動のページが載っていたんですけども、ちょっと裏側ですか、通路の裏側になってしまって気付にくいという部分と、絵本のコーナーの方に行かないと気付かないかなということがあるので、せっかくここまでいろいろと子どもたちが活躍しているのであれば、もっと市民にどんどん周知していくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

ご指摘のとおりだと思います。今後、さらに図書館のPR等も兼ねましてジュニア司書の活動状況、そういったことを広く周知してまいりたいと思います。

○角 麻子君

では、今度は子育て世代が気軽に来られる図書館をということで、子育て中の親が気兼ねなく図書館に来られるようなサービスが、今は本当に求められていると思います。平成15年に少子社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法が制定されて、子育てを社会全体で支えていこうという姿勢が示されております。

図書館の資料や機能を活用することによって、子育て世代の図書館利用者に喜ばれる子育て支援サービスを提供すると。それは国の姿勢に合致することになっていくのではないかと考えております。図書館でできる子育てサービスとなると、地域子育て支援でも関わってくると思うんですね。情報を提供することがサービスになっていくと思います。

鳥取県立図書館では、無料の託児サービス、「託児で来ぶらり」というのを始めたそうです。幼い子ども連れでも、安心してゆっくり本を選んだり、資料を調べたりしてもらおうというのが、今回その狙いということで、図書館での託児は、文部科学省が2012年に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に盛り込んだことを受けて、千葉県八千代市や横浜市などでも、全国的にこの託児というサービスが広がっております。この鳥取県立図書館では、子育て関連の図書を紹介するコーナーや授乳室、おむつ替えシートの設置など、子育て応援に力を入れています。

一方で、泣き声など子どもが迷惑をかけてしまうなどの理由で、親が図書館の利用を遠慮する現状があるということで、託児は0歳から6歳未満の未就学児を対象に、週2日、保育師免許を持つ人などで作る保育サポーターの会というものがある。その方たちが対応をして、1家族につき、原則1時間までを目安というふうになっているそうです。このようなサービスは、子育てしやすい街としても、アピールにもつながると思います。そこを、イコール地域を活性化へとつなげていく方向に行くと思います。

託児サービスは、すぐにとというのは非常に難しいとは思いますが、子育て中の保護者のための子育てに役立つ図書、雑誌、子育て支援機関情報など、子ども・子育てに関する資料を集めた、子育て支援図書コーナーというものを充実して、そういうコーナーをつくっていくというのはいかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

ただいまのお話にありました子どもを預けながらというのは、今後研究させていただきまされども、それに加えて、子育てに役立つ資料のコーナーの充実ということでございますので、特にその辺についても研究させていただきたいと思います。

○角 麻子君

すみません。今日は要望ばかりで本当に申し訳ないですけれども、やはり、子育てをする世代が、子育てしやすいと思うような街づくりをすれば、自然と周りから若い人たちが集ま

って、定住・移住にもつながっていくと、私は思っております。

今回、さまざまなたくさんの方の要望をさせていただきましたが、どうかご協議、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○教育次長（村山のり子君）

先ほどジュニア司書の年齢というか、中学生にどうしてしたのかというような経緯でございますけれども、まず児童サービス、それからヤングアダルト、中高生向けがありまして、中高生向けのサービスが少ないためにジュニア司書として、小学校高学年から中学生向けに設置したものでございます。

○議長（加藤 弘君）

以上で公明党、角麻子議員の個人質問を終了します。

この定例会に通告されました一般質問は全て終了しました。

日程第2、休会の件を議題とします。

6月8日は、議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。6月8日は休会することに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月9日は、午前10時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。長時間ご苦勞さまでした。

（散会 午後 2時41分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件